令和4年第1回東洋町議会定例会会議録

（第　２　号）

令和4年3月10日（木）

東洋町議会

余　白

令和4年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所	東洋町役場　議会議場					
開　　会	令和4年3月10日（木）　午前9時00分宣告					
出席議員　（9名）	議長	福島　登	君	副議長8番	西岡　尚宏	君
	1番	廣田　斎史	君	2番	安岡　良仁	君
	3番	髙畠　俊彦	君	4番	武山　裕一	君
	5番	小野　正路	君	6番	今宮　裕明	君
	7番	田島　毅三夫	君			

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延　宏幸	君
副町長	長﨑　正仁	君
教育長	蛭子　浩久	君
会計管理者	北川　晃彦	君
総務課長	生松　克祐	君
税務課長	田岡　いずみ	君
住民課長	築地　仲音	君
産業建設課長	小池　昭平	君
教育次長	大坪　靖幸	君
地域包括支援 センター事務局長	近藤　真人	君
総務課長補佐	堀川　歩	君
住民課長補佐	田岡　伊織	君
産業建設課長補佐	手島　憲作	君
産業建設課長補佐	生田　憲一	君
代表監査委員	弘田　賀軌	君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹　真貴博
事務局書記	廣田　知美

議事日程	別紙のとおり
議事のてんまつ	別紙のとおり
会議録署名議員	3番　髙畠　俊彦　君　　6番　今宮　裕明　君

令和4年第1回東洋町議会定例会議事日程

（第　２　号）

令和４年３月１０日（木）　午前９時開議

［日程第1］		発言時間の制限について
［日程第2］	議案第1号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
［日程第3］	議案第2号	町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて
［日程第4］	議案第3号	議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて
［日程第5］	議案第4号	東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
［日程第6］	議案第5号	東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
［日程第7］	議案第6号	東洋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて
［日程第8］	議案第7号	東洋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて
［日程第9］	議案第8号	東洋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて
［日程第10］	議案第9号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

［日程第11］	議案第10号	地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
［日程第12］	議案第11号	東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて
［日程第13］	議案第12号	令和3年度東洋町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて
［日程第14］	議案第13号	令和4年度東洋町一般会計予算を定めることについて
［日程第15］	議案第14号	令和4年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
［日程第16］	議案第15号	令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
［日程第17］	議案第16号	令和4年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
［日程第18］	議案第17号	令和4年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
［日程第19］	議案第18号	令和4年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
［日程第20］	議案第19号	令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
［日程第21］	議案第20号	令和4年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて

［日程第22］	議案第21号	令和4年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
［日程第23］	議案第22号	町道の路線認定について
［日程第24］	議案第23号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について
［日程第25］	議案第24号	高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
［日程第26］	議案第25号	高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
［日程第27］	発議第1号	消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書について
［日程第28］	発議第2号	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について
［日程第29］		議員派遣について
［日程第30］		閉会中の継続審査・調査の申し出 （1）総務教育民生常任委員会 （2）産業建設常任委員会 （3）議会運営委員会
［日程第31］		一般質問

議事のてんまつ

議長	（福島　登　議長） 皆さん、おはようございます。 ただいまの出席議員は、全員であります。 よって、定足数に達しております。 これより、令和４年第１回東洋町議会定例会を開きます。 （再開時間：９時００分） 本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、条例１１件、補正予算１件、当初予算９件、その他５件、発議２件、議員派遣１件、閉会中の継続審査・調査の申し出１件、の計３０件、それと一般質問であります。 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。 ３月３日に、予算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。 次に、本定例会で付託を受けた１件の意見書の取り扱いについて、総務教育民生常任委員会から報告があり、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書は、採択との報告でありました。 以上をもって、諸般の報告を終わります。 日程に入ります。日程第１、発言時間の制限についての件を

	議題とします。 　新型コロナウイルス感染症対策により、本日の討論についての各議員の発言は会議規則第５６条第１項の規定によって、それぞれ１０分以内としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 　（自席より、異議なしとの声あり） 　異議なしと認めます。 　よって、さよう決しました。 　日程第２、議案第１号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。 　質疑について、まず、本会議で提出された、すべての議案に対し、１人３０分以内、答弁時間も３０分以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第５４条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないこととなっております。 　この規定に反すると認めるときは、同規則第２項の規定により、注意し、従わない場合は、発言を禁止します。 　それでも、なお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第１２９条第１項の規定に基づき、本日の会議が終わるまでの発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。 　なお、議会会議規則第６４条の２の規定により、執行部は、議員の質疑に対し、反問することができますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手願います。反問も制限時間に含まれます。

	これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないよう、発言には、十分に、気をつけてください。 　（議員側自席より、議長、もういっぺん再確認させてください。今あの一との発言あり） 　ちょっと待ってくださいよ。まだ言うてません。７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 　（自席より）今質疑時間の問題出ましたが、もう少し詳しく教えてくれませんか。
議長	（福島　登　議長） 　詳しくというか、もう採決されましたので。このことについて、田島さんとここで議論することはありません。よろしいですか。 　これより、質疑を行います。 　質疑はありませんか。 　（自席より、なしとの声あり） 　質疑なしと認めます。 　これで質疑を終わります。 　これより討論を行います。 　討論について、まず、本会議で提出された、すべての議案に対し、１人１０分以内とし、議題となっている、問題に対する、

	自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることであります。 　まず、反対者の討論はありませんか。 　（自席より、なしと、はいとの声あり） 　７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 　（自席より）もういっぺん確認させてください。全部を通じてのことですか、それともよう確認していません。･･･どこまでの、一括でやられるんですか。
議長	（福島　登　議長） 　全ての議案に対してです。全ての議案に対してです。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 　（自席より）ほんならこれ議案何号、えーと。
議長	（福島　登　議長） 　田島議員、個々の議案に対してもう言うことないですよ。先ほどみなさんで決めましたよね。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 　（自席より）ちょっと待ってください。今初めてのことで混乱していますが。
議長	（福島　登　議長）

	田島議員、もう決めたことですんでね。もう余分な発言はもうやめてください。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） （自席より）この１４号の反対討論をしたいんですがかまいませんかっていう。
議長	（福島　登　議長） ちょっと待ってください。すいません、まだですのでね。ちょっと聞いていただいて。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） （自席より）今ほな言ってるのはどの議案ですか。 （事務局長が直接説明）
議長	（福島　登　議長） それではもう一度始めますよ。田島さん、討論の１０分制限っていうのは、もう決まったことですのでね。それはよろしいですか。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） （自席より）だから今何号から何号までを今確認してるんですか。
議長	（福島　登　議長） 第１号から２５号までの全ての議案です。

７番議員	（田島　毅三夫　議員） （自席より）その議案の中に質疑はありませんか。なければ反対討論ありますよと。
議長	（福島　登　議長） 特別会計と一般会計はないです。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） （自席より）ちょっと待ってください。理解させてください。議運入ってませんのでわかりませんので。
議長	（福島　登　議長） 議運はやる必要ないです。議長が決めれることになってますのでね。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） （自席より）今あなたが言ったことは諮らないかん。
議長	（福島　登　議長） ほなちょっと休憩します。みなさんちょっと休憩します。打ち合わせします。 それでは再開します。 質疑はありませんか。

	（自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 討論について、まず、本会議で提出された、すべての議案に対し、１人１０分以内とし、議題となっている、問題に対する、自己の賛否の意見の表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることであります。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより、議案第１号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第３、議案第２号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。

	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第２号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第４、議案第３号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。

	（自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第３号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第５、議案第４号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。

	これより、議案第４号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 　よって、本案は原案のとおり可決されました。 　日程第６、議案第５号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題とします。 　これより、質疑を行います。 　質疑はありませんか。 　（自席より、なしとの声あり） 　質疑なしと認めます。 　これで質疑を終わります。 　これより討論を行います。 　まず、反対者の討論はありませんか。 　（自席より、なしとの声あり） 　次に、賛成者の討論はありませんか。 　（自席より、なしとの声あり） 　討論なしと認めます。 　これで討論を終わります。 　これより、議案第５号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 　よって、本案は原案のとおり可決されました。

	日程第７、議案第６号、東洋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第６号、東洋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第８、議案第７号、東洋町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例を定めることについての件

	を議題とします。 　これより、質疑を行います。 　質疑の通告が１件ありましたので、これを認めます。法令や規則、条例に抵触することがないよう、発言には、十分に、気をつけてください。 　２番、安岡良仁君。質疑を始めてください。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 　おはようございます。 　それでは私の方から、議案第７号、東洋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について２点お伺いをいたします。 　まず１点目でございますが、現在本町では保育所は甲浦・野根、２ヶ所設置をされております。今回の条例制定については、平成２７年度からスタートしました、子ども・子育て支援新制度において、今後地域の実状に応じて保育の受け皿となる、態勢の整備を諮ることを目的に本条例は定められたと、私理解をしております。今回提案されたこの条例は平成４年４月１日から施行となっておりますが、安芸郡下などの他市町村の制定状況を見ますと、 （議員側自席より、平成と令和と間違ごうとるとの声あり）
議長	（福島　登　議長） 　うん、令和と間違ごうちょる。

	（議員側自席より、令和４年４月の･･･との声あり）
２番議員	（安岡　良仁　議員） あ、令和４年４月１日から施行となっておりますが、安芸郡下などの他市町村の制定状況を見ますと、平成２６年度に条例を定め、法律の施行日から施行することとなっておりますが、この条例の制定の時期が数年ずれ込んだ理由についてお伺いをいたします。
議長	（福島　登　議長） 近藤地域包括支援センター事務局長。
地域包括支援センター事務局長	（近藤　真人　地域包括支援センター事務局長） おはようございます。それでは私から安岡議員の質疑にお答えいたします。 安岡議員ご指摘のとおり、本来であれば平成２６年１０月１日施行の条例として制定すべきでございましたが、失念しておりました。申し訳ございません。この度、未制定であることが判明いたしましたので、議案の提出をさせていただきました。 以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 了解いたしました。そういうこともあるんですけども、ご承

	知のとおり、条例は地方自治法に基づき、市町村が法令の範囲内で議会の議決により町が独自に定める町の法律でございます。こういったことを認識し、今後、条例の制定、または改正にあたっては、国・県からの通知、通達、近隣市町村との情報の共有など、遺漏のないよう最新の注意を払って条例制定、また、改正をしていただきたいと思っております。以上です。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 あ、２番がある、すみません。申し訳ないです。 ２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） すみません、２点目でございます。 この条例の２条に定義、３条に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、省令において使用する用語の例による、また省令に定めるところによると、今回条例で定めております。この基準はすべて条例で定めるように義務付けられているというものではなく、いかなる事項を条例で制定し、いかなる事項を条例から規則に委任するかは、市町村の裁量権があるとされておりますが、家庭的保育事業をやりたい方とか、一般の住民の方が今回定められた条例を見ても、条例の解釈にあたってはその都度省令を参照する必要が生じます。なかなかわかりづらい条例となっております。安芸郡下の市町村など多くの市町村が省令等の詳細な部分を条例に盛り込んでおりますが、使用する用語の例とか省令の定めるところによるなど、簡

	素化した理由についてお伺いをいたします。
議長	（福島　登　議長） 　近藤地域包括支援センター事務局長。
地域包括支援センター事務局長	（近藤　真人　地域包括支援センター事務局長） 　安岡議員の質疑にお答えいたします。本町では、条例で定める基準は厚生労働省令を参照することとしたため、詳細につきましては、安岡議員ご指摘のとおり厚生労働省令を逐一確認する手間が生じることとなりますが、住民の方への影響はそれほどないものと考えております。また、厚生労働省令の改正があった場合でも、条例を改正する必要がほぼなくなり、改正漏れのリスクを回避することができますので、簡素化した条例を制定をしている市町村の例を参考にさせていただきました。 　以上でございます。
議長	（福島　登　議長） 　２番、安岡議員。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 　わかりました。今回の条例の制定については市町村の裁量権、考え方もありますので、今後制定される条例については、やはり住民の方や関係者が見てわかりやすい条例の制定をするのも１つの行政サービスの１つでありますので、そういったことも含めて次回条例の制定については検討していただきたいと思います。以上です。

議長	（福島　登　議長） 安岡良仁君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論･･･ ７番、田島議員。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 反対討論とさせていただきます。 只今の執行部の答弁聞いておりまして、住民さんへの影響は少ないと思うと、こういう発言がありました。こういう考えで、こういう条例制定されたら大変に困ります。今後こういうことはないと思いますが、こういう意味でこの件については私反対して討論とさせていただきます。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。 賛成討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。

	これで討論を終わります。 これより、議案第７号、東洋町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例を定めることについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第９、議案第８号、東洋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第８号、東洋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて

	の件を挙手により採決します。 　本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 　よって、本案は原案のとおり可決されました。 　日程第１０、議案第９号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。 　これより、質疑を行います。 　質疑はありませんか。 　（自席より、なしとの声あり） 　質疑なしと認めます。 　これで質疑を終わります。 　これより討論を行います。 　まず、反対者の討論はありませんか。 　（自席より、なしとの声あり） 　次に、賛成者の討論はありませんか。 　（自席より、なしとの声あり） 　討論なしと認めます。 　これで討論を終わります。 　これより、議案第９号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 　本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 　よって、本案は原案のとおり可決されました。

	日程第１１、議案第１０号、地方自治法第２０３条の２の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第１０号、地方自治法第２０３条の２の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第１２、議案第１１号、東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

	これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第１１号、東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第１３、議案第１２号、令和３年度東洋町一般会計補正予算、第５号を定めることについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑の通告が２件ありましたので、これを認めます。 ７番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。

７番議員	（田島　毅三夫　議員） ３点質疑させていただきます。１番目に、町道野根３号線危険木伐採、１１１万円について少しお聞きしたいと思います。 この事業の費用金額はどのようにして決めたのかお聞きしたいと思います。また、発注は入札か、随意契約か。何社に見積もってもらうのか、その時は前者に公平に予算額の提示は行うのか、以上をお聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） それでは田島議員にお答えします。 今回の伐採につきましては、名留川の町道野根３号線に被さっている木を、早急に伐採してほしいと部落から要望がありまして、伐採をしようとするものでございます。 事業の金額につきましては、業者に予算要求のための見積を貰い、予算額を決定いたしました。 発注方法については、予算の承認をいただいてから検討して行きたいと考えております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員）

	そういう答弁いただきました。業者とは、どういう業者ですか。名前は出せないとなればかまいませんが、どのような関係の業者か１点お聞きしたい。それから入札か随意契約か、そういうことはまだ決まっていないと言うことでしょうか。これはやはりそれくらいのことは決めてから掛かるべきじゃないかと思います。以上お聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） 業者につきましては、見積もりもらった業者は森林に精通している業者です。それと、方法ですよね。予算の承認をまだいただいてませんので承認をいただいてから検討していきたいと考えております。
議長	（福島　登　議長） 田島さんいいんですか。 ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） （自席より）以上です。
議長	（福島　登　議長） 以上でよろしいんですか。

７番議員	（田島　毅三夫　議員） （自席より）出てきちゅうわ。ごめんなさい。 （演壇より）これ出てきました。もう１つだけお聞きしときます。この業者というのは森林関係と言われましたが、この業者と町との関係がある業者でしょうか。それとも全く第三者的な業者でしょうか。お聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島議員。もう１度わかりやすく質問をしていただきたいと思います。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 今課長の答弁に対する再問という形になっております。業者の氏名は私が氏名まで言わなくてもかまんと言ったから言わなかったと思いますが、町のこういう事業に関しては、県の補助が出てるかどうかわかりませんけども、できれば町内の業者にというのがうちの考えなんです。
議長	（福島　登　議長） それまた自己の考えを述べていますよ。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） そういう
議長	（福島　登　議長） 田島さん

７番議員	（田島　毅三夫　議員） 誰に
議長	（福島　登　議長） 田島さん
７番議員	（田島　毅三夫　議員） はい
議長	（福島　登　議長） 自己の考えを今述べていますよ。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） だから今言う、どこの業者にどのような関係の業者に頼んだかお聞きしたいと思います、とこういうことです。
議長	（福島　登　議長） 田島、失礼しました、小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） 田島議員にお答えします。森林業務に精通している業者に見積もりを依頼しました。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） はい、３回やりました。次の質問に移ってください。

	７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 　２つ目の質疑させていただきます。 　甲浦公民館へのアスベスト調査費５８万円が計上されておりますけれども、甲浦公民館とか小学校とかいうのは、一時あれいつ頃でしたかなもう１０年なるかな、その当時全ての公的施設のアスベストを調査したんじゃありませんでしたか。そのこともお聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 　大坪教育次長。
教育次長	（大坪　靖幸　教育次長） 　田島議員の質疑にお答えいたします。 　現在、甲浦地区公民館の耐震補強及び改修設計を行っておりますが、国の方では、本年４月１日着工の解体や改修工事からアスベストの有無の事前調査結果の報告が義務化されることに伴いまして、本調査結果を踏まえ改修設計費に反映をいたしたく、調査費を計上いたしたところです。以上です。
議長	（福島　登　議長） 　７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 　ちょっと聞き取りにくかったき、間違ってたらすいません。

	私が聞いてたのは以前にこういう検査が終わっているのであれば、五十何万もかけて２回もする必要はないんじゃありませんかという質疑なんです。もう１度答弁お願いします。
議長	（福島　登　議長） 答弁されたように思いますが･･･。 大坪教育次長。
教育次長	（大坪　靖幸　教育次長） 田島議員にお答えいたします。 前回のアスベスト調査につきましては、吹きつけ材を対象としたアスベストの調査をしていると思います。今回につきましては、建材等にアスベストが含まれている、含有物があるかどうか、そういったのを対象に調査を行うこととしております。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 次第にややこしいなってきます。もう１つ再問させてもらいます。ということになれば、この今言う甲浦公民館だけでなく、全ての公共的施設のアスベスト調査
議長	（福島　登　議長） はい、また質問の範囲がね、甲浦公民館ということでしょ。それが全てということになってきますよね。

７番議員	（田島　毅三夫　議員） 以上です。
議長	（福島　登　議長） かまいませんか。 次やらんのですか。 （議員側自席より、一旦着席してから･･･との発言あり） はいはい、わかりました。田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） ３つ目の質疑です。野根教員宿舎浄化槽の凍結防止工事費６９万４千円の内容についてお聞きしたいと思います。浄化槽の凍結防止工事費と説明されましたが、地中浄化槽ならマンホールに覆いをすれば防げるのではないか。また、排水パイプ等ならカバーすれば凍結は防止できるのではないか、と思っています。工事の内容の説明を求めたいと思います。以上です。
議長	（福島　登　議長） 大坪教育次長。
教育次長	（大坪　靖幸　教育次長） 田島議員の質疑にお答えいたします。 野根教員住宅の浄化槽の凍結防止工事について、その工事内

	容の説明とのことですが、この浄化槽は保守点検を委託している業者から、漏水の指摘を受けたことにより修繕を行うものでございまして、本節、６９万４千円のうち５９万４千円を計上させていただいているところです。以上です。 （議員側自席より、以上です。との発言あり）
議長	（福島　登　議長） ７番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 続いて、２番、安岡良仁君、質疑を始めてください。
２番議員	（安岡　良仁　議員） それでは議案第１２号、令和３年度東洋町一般会計補正予算、第５号を定めることについて、お伺いをさせていただきます。 予算書の７ページの第４表、繰越明許費についてお伺いをさせていただきます。この繰越明許費は、会計年度独立の原則の例外として、地方自治法２１３条の第１項の規定により定められております。今回の補正予算の繰越明許費の事業の中に、昨年の３月議会で議決された、令和３年度の当初予算で計上された事業がいくつか計上されております。 今回提案された一般会計補正予算５号の計上の段階では繰越限度額を定めたものですが、繰越を予定している当初予算で計上された事業等の進捗状況についてお聞きをします。なお、１２月の国の補正に係る事業については、１６ヶ月予算として計上されているので繰越はやむを得ないと思っております。

議長	（福島　登　議長） 生松総務課長。
総務課長	（生松　克祐　総務課長） おはようございます。それでは安岡議員の質疑にお答えをいたします。繰越を予定しております、当初予算で計上いたしました事業は、次のとおりでございます。野根川橋橋梁補修事業、次に、甲浦１号幹線及びアソズ１１号線交通安全対策事業、次に、甲浦インター線整備事業県負担金、次に、空き家活用促進事業、次に、生見防災拠点施設避難路整備事業、次に、木造住宅耐震改修助成事業、最後に、甲浦地区公民館耐震補強事業の７事業でございます。 その進捗状況につきまして、まず、工事関係になりますけども、これは不落によるものでございまして再入札、それと道路関係では用地交渉の要した時間、地質調査で地権者への不測の日数を要したことなどでございます。特に空き家活用につきましては、２回の不落がございました。また、木造住宅耐震改修については、前年度からの繰越予算から消化しているためでございます。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 再問をさせていただきます。今総務課長の方から当初予算の

	事業等について、いくつかお聞きをいたしました。その中で全然着手してない事業いうのがいくつあるでしょうか。
議長	（福島　登　議長） 生松総務課長。
総務課長	（生松　克祐　総務課長） 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 着手してない事業というのは、工事にということだと思いますが、まず、野根川橋橋梁補修事業、それと、甲浦１号幹線及びアソズ１１号線交通安全対策事業、次に、空き家活用促進事業と、最後に甲浦地区公民館耐震補強事業。これはすいません、補強事業とありますが、これ設計事業になります。以上でございます。 （執行部側自席より、契約してるとの声あり） すみません、撤回いたします。最後の甲浦地区公民館は違います。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 了解をいたしました。予算の執行にあたっては、コロナ禍の中いろんな事情や早期に着手できない理由もあったと思いま

	すが、今後予算の執行にあたっては計画的な予算執行を行っていただきたいと思います。以上です。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第１２号、令和３年度東洋町一般会計補正予算、第５号を定めることについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第１４、議案第１３号、令和４年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題とします。

	本案については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果について、委員長の報告を求めます。 今宮予算審査特別委員長。
予算審査特別委員会委員長	（今宮　裕明　予算審査特別委員長） それでは、審査の報告をいたします。 議会報告。一般会計当初予算、予算審査特別委員会より報告いたします。 ３月３日に委員会を開催し、本議会より付託を受けました、令和４年度東洋町一般会計予算について審査を行いました。 審査（質疑）の主な内容を報告します。 なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。 歳入について報告します。 まず、使用料及び手数料では、運動公園施設使用料５千円については、Ｂ＆Ｇのグランド及び体育館の使用料である。 次に国庫支出金では、高知県集落活動センター推進事業補助金３２４万９千円については、集落活動センターの活動に係る補助金である、などの質疑・答弁がありました。 続いて、歳出について報告します。 まず、総務費では、移住相談員報酬１５８万４千円については、移住相談や空き家を探すなど移住に向けての相談員１名分である、ということです。 続いて、ＤＭＶ魅力発信事業負担金１２７万２千円については、パンフレットの印刷代で、本町の負担分は１０％である、などの質疑・答弁がありました。 次に、衛生費では、川口飲供施設配水管整備工事の設計費２

	００万円、工事費６００万円については、谷から水を取っているので、飲供施設から水を供給する管を延長する工事である。 　続いて、コロナワクチン接種事業廃棄委託料の２万円については、接種に使用した注射針の廃棄分を回収してもらう費用である、などの質疑・答弁がありました。 　次に、商工費では、地域活性化企業人負担金５６０万円については、民間で培った専門知識やノウハウを持った人材を都市部から地方へ派遣する制度で、その人件費や活動費である、などの質疑・答弁がありました。 　次に、土木費では、所有権移転業務委託料１００万円については、災害時などの工事で住民から寄付してもらっている土地を分筆登記する費用で、４箇所分である、などの質疑・答弁がありました。 　次に、消防費では、防災倉庫設置工事費３６０万円については、設置場所は河内１件、西３件などである、などの質疑・答弁がありました。 　次に、教育費では、地域学校協働活動推進委員報償費４０万円について、地域と学校をつなぎ合わせるような役割をする委員を野根と甲浦に各１名置く、また、ボランティア登録されている方と学校のつなぎ合わせなども行っている、などの質疑・答弁がありました。 　慎重に審査した結果、本案については、賛成４名で原案のとおり可とすることに決しました。 　以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。 　（議員側自席より、人数は何人中っていうのを言って貰いた

	いとの発言あり）
議長	（福島　登　議長） 報告はもうこれで終わります。 以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 お諮りいたします。 委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 令和４年度の一般会計予算への田島反対討論でございます。 まず１つ目に、３３ページ歳入について１点。町産業振興融資貸付金滞納繰越分１千万円の反対討論でございます。平成２４年に町民血税を１千万円漁協へ貸し付け、約１０年になる。まだ１１万円しか返還されていないのに滞納額の計上がありません。なぜ住宅新築資金のように、残高を計上しないのかと何度も要求しておりますが、無視されております。貸付金の歳入欄に滞納残高の記載のない予算は、取り立ての意思がないとみて賛成できません。よって認定に反対して討論とします。 ２つ目、３８ページ、特別職報酬等審議会委員報酬、４万１

	千円の反対討論です。町長などの特別職の報酬額を決める審議委員をなぜ審議される町長が人選し任命するのか、全く不透明。
議長	（福島　登　議長） 田島さん。発言の中に自己の意見が十分入っていますよ。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 反対討論ですよ。
議長	（福島　登　議長） 進めてください。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 行政に関係のない第三者委員にすべきとして反対討論とする。 ３つ目、３８ページ、期末勤勉手当の合計表示と全員支給への反対討論でございます。何度も無視されていますが、なぜ別個表示にしないのか。カモフラージュか。また、どのような問題のある職員にも住民血税が一律的に支給されていますが、住民さんの立場としても納得できません。支給改正を求めて反対討論とします。 ４つ目、５０ページ。東洋町特定地域づくり事業協同組合補助金９７３万円の問題について討論します。３年度は４４０万円、本年度９７３万円が投入されております。人材派遣組合は役員数や組合会員の登録数、県外作業者の人数初め、どこから

	どのように採用して町内の各事業所の要望にどう対応し派遣するのかの説明も、組合定款や要綱、企画などの公開もありません。派遣員の日当は雇用者が出すなら、組合運営に約１千万円も必要かどうか。公費負担事業なら農林・漁業・商業全町内の経営者が活用できるようにするべきであり、非公開で一部業者のみの便宜を図るような人材派遣組合への補助金には賛成できません。反対し、討論とします。 ５つ目、特用林産新規就業者支援事業費９６０万円の反対討論です。平成３０年に研修生が体調を壊して退職し、裁判になりましたが、
議長	（福島　登　議長） 田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） はい
議長	（福島　登　議長） 関係ない発言がありますよ。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 説明よ。その
議長	（福島　登　議長） 田島さん。

７番議員	（田島　毅三夫　議員） はい
議長	（福島　登　議長） 注意しておきますよ。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 契約書には
議長	（福島　登　議長） 田島さん
７番議員	（田島　毅三夫　議員） はい
議長	（福島　登　議長） 話を聞いてください。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 時間がないんです。
議長	（福島　登　議長） 議題に関係ないことがありますよ。 注意しておきますよ。
７番議員	（田島　毅三夫　議員）

	どこまでいったかな。 その時計画書には各現場でマンツーマンで指導すると規定しながら、指導員が現場に出てこず、計画が実行され･･･
議長	（福島　登　議長） 田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） はいー。
議長	（福島　登　議長） 田島さんもう関係ないことが随分ありますよ。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 計画どおり･･･今回もそうです、同じ様な
議長	（福島　登　議長） 田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） はい
議長	（福島　登　議長） もう発言を中止しますよ。
７番議員	（田島　毅三夫　議員）

	どうしてですか。これの反対理由をいよるわけやきに。
議長	（福島　登　議長） 議題に関係ないことから
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 計画書を作ってそのとおり実行していないということは
議長	（福島　登　議長） 田島さん。発言を禁止します。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） こんなことがみなさん通りますか。 あと３件あります３件。どうしてやらせて･･･
議長	（福島　登　議長） 田島さん、発言を禁止していますよ。 もう戻ってください自己の席に。 自分の案を述べていますよずっと。 私は発言やめてくださいと２回も言いましたのでね。 もう発言禁止にします。 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。

	これより、議案第１３号、令和４年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。 予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。 本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで１０分間休憩します。再開は１０時１０分です。 （休憩時間：１０時０１分） 休憩前に引き続き、会議を再開します。 （再開時間：１０時１０分） ここでお諮りします。 ２月２８日に開催されました議会運営協議会（委員会）において、予算審査特別委員会からの特別会計予算、８件の審査結果は、一括報告とすることに決定をしておりますが、これにご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 日程第１５、議案第１４号、令和４年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件から、日程第２２、議案第２１号、令和４年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについてまでの８件の予算審

	査結果を、この際、一括報告としたいと思います。 　本案については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果について、委員長の報告を求めます。 　今宮予算審査特別委員長。
予算審査特別委員会委員長	（今宮　裕明　予算審査特別委員長） 　予算審査特別委員会より報告をいたします。 　３月３日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けました、令和４年度特別会計予算８件について審査を行いました。 　なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。 　まず、令和４年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について審査結果を報告します。質疑の主な内容は、過年度滞納償還金１億４１３７万５千円については、令和３年度の滞納者３８人、４７件分である、などの質疑・答弁がありました。 　慎重に審査した結果、本案については、賛成４名で原案のとおり可とすることに決しました。 　次に令和４年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について審査結果を報告します。質疑の主な内容は、ジェネリック医薬品普及促進委託料３３万円については、国保連合会への委託である、などの質疑・答弁がありました。 　慎重に審査した結果、本案については、賛成４名で原案のとおり可とすることに決しました。 　次に令和４年度東洋町介護保険事業特別会計予算について

	審査結果を報告します。質疑の主な内容は、介護予防支援委託費８４万円については、委託先は居宅介護支援事業所である、などの質疑・答弁がありました。 　慎重に審査した結果、本案については、賛成４名で原案のとおり可とすることに決しました。 　次に令和４年度東洋町介護サービス事業特別会計予算について審査結果を報告します。本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、賛成５名で原案のとおり可とすることに決しました。 　次に令和４年度東洋町下水道事業特別会計予算について審査結果を報告します。本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、賛成５名で原案のとおり可とすることに決しました。 　次に令和４年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について審査結果を報告します。質疑の主な内容は、水質検査委託料１７５万９千円については、簡易水道施設のみ対象である、などの質疑・答弁がありました。 　慎重に審査した結果、本案については、賛成４名で原案のとおり可とすることに決しました。 　次に令和４年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について審査結果を報告します。本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく

議長	（福島　登　議長） 委員長、委員長。観光施設事業特別会計飛びました。
予算審査特別委員会委員長	（今宮　裕明　予算審査特別委員長） 飛んだ？元い。失礼しました。 次に令和４年度東洋町観光施設事業特別会計予算について審査結果を報告します。質疑の主な内容は、海の駅食堂賄い材料代９２０万円については、売り上げの４０％を計上している、などの質疑・答弁がありました。慎重に審査した結果、本案については、賛成４名で原案のとおり可とすることに決しました。 引き続き、令和４年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について審査結果を報告します。本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、賛成５名で原案のとおり可とすることに決しました。 以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。
議長	（福島　登　議長） 以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 日程第１５、議案第１４号、令和４年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

	お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。さよう決しました。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第１４号、令和４年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第１６、議案第１５号、令和４年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。 お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

	これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第１５号、令和４年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。 予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第１７、議案第１６号、令和４年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。 お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。

	（自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第１６号、令和４年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。 予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第１８、議案第１７号、令和４年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。 お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり）

	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第１７号、令和４年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。 予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第１９、議案第１８号、令和４年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。 お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。 よって、さよう決しました。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。

	これで討論を終わります。 これより、議案第１８号、令和４年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。 予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第２０、議案第１９号、令和４年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。 お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第１９号、令和４年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決しま

	す。 　予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 　日程第２１、議案第２０号、令和４年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。 　お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 　（自席より、異議なしとの声あり） 　異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 　これより討論を行います。 　まず、反対者の討論はありませんか。 　（自席より、なしとの声あり） 　次に、賛成者の討論はありませんか。 　（自席より、なしとの声あり） 　討論なしと認めます。 　これで討論を終わります。 　これより、議案第２０号、令和４年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。 　予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の

	挙手を求めます。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第２２、議案第２１号、令和４年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。 お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第２１号、令和４年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。 予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものでした。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員でありますよって、本案は原案のとおり可決されました。

	日程第２３、議案第２２号、町道の路線認定についての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第２２号、町道の路線認定についての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第２４、議案第２３号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

	これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第２３号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更についての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第２５、議案第２４号、高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分についての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。

	（自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第２４号、高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分についての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第２６、議案第２５号、高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 質疑なしと認めます。

	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （自席より、なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第２５号、高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についての件を挙手により採択します。採決します。失礼しました。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第２７、発議第１号、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書についての件を議題とします。 提出者の説明を求めます。６番、今宮裕明君。
総務教育民生常任委員会副委員長	（今宮　裕明　総務教育民生常任副委員長） 発議第１号、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第１４条の規定により、議会に提出する。本日提出であります。 提出者は私今宮裕明。賛成者は福島登、廣田斎史の各議員で

	あります。本件は、令和４年第１回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。３月３日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。お手元の意見書案をご参照ください。 それでは意見書案を朗読し、趣旨説明といたします。 新型コロナ感染の影響で景気回復が見通せず、中小事業者の経営困難が続く下で、２０２３年１０月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。 消費税免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、農業者、フリーランスも含め全国５００万の小規模事業者が、取引先や元請、業務委託先から取引を断られる、値引きや単価引き下げを求められる、課税業者になるよう要求され、消費税の納税が必要になるなど、廃業の危機に追い込まれます。 地域経済が疲弊する下で、中小事業者は事業継続や雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。高知県商工会連合会や日本商工会議所、日本税理士会連合会など、多くの業界団体や関連団体も、凍結、延期、見直しを表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。 新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。新型コロナ感染の収束が見通せないなか、消費税のインボイス制度実施を延期することを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定により、内閣総理大臣を初め、各大臣に意見書を提出するものであります。

８番議員

	以上で趣旨説明を終わります。ご審議、よろしくお願いをいたします。
議長	（福島　登　議長） 提出者の説明が終わりました。 ここでお諮りします。 本件については、質疑、討論を省略し、直ちに、採決に入りたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。 よって、さよう決しました。 これより、発議第１号、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書についての件を挙手により採決します。 本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。 日程第２８、発議第２号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議についての件を議題とします。 提出者の説明を求めます。 ８番、西岡尚宏君。
８番議員	（西岡　尚宏　議員） 発議第２号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議に

	ついて、本議案を別案のとおり議会会議規則第１４条の規定により、議会に提出する。本日提出であります。 　提出者は私、西岡尚宏。賛成者は小野正路、田島毅三夫、今宮裕明、髙畠俊彦、武山裕一、安岡良仁、廣田斎史の各議員であります。お手元の決議案をご参照ください。それでは決議案を朗読し、趣旨説明といたします。 　２月２４日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始した。このようなロシアの行動は、明らかにウクライナへの主権及び領土の一体化（性）を侵害し、武力行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。 　力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序を根幹から揺るがしかねない極めて深刻な事態である。 　東洋町議会では、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を中止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。 　政府については、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力することを強く訴える。以上、決議する。 　令和４年３月１０日、東洋町議会。 　これで趣旨説明を終わります。 　ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。
議長	（福島　登　議長） 　提出者の説明が終わりました。 　ここでお諮りします。

	本件については、質疑、討論を省略し、直ちに、採決に入りたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより、発議第２号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議についての件を挙手により採決します。 本案は、決議案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は決議案のとおり可決することに決定しました。 日程第２９、議員派遣についての件を議題とします。 お諮りします。議員派遣の件については、議会会議規則第１２８条の規定により、お手元に配布したとおり、令和４年５月３０日、東京国際フォーラムにおける、正副議長研修会へ、議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 日程第３０、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。 お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。 ここで、お諮りします。それぞれの委員長からの申出により、

	閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。 （自席より、異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 日程第３１、一般質問を行います。 質問時間は、１人２０分以内、答弁時間も２０分以内とし、一問一答方式で行います。 なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は１問につき、３回まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問といたします。 また、議会会議規則第５４条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、また、その範囲を超えてはならないことになっております。 その規定に反すると認めるときは、同規則第２項の規定により、注意し、従わない場合は、発言を禁止します。 それでも、なお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第１２９条第１項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。 次に、議会会議規則第６４条の第２項の規定により、執行部は、議員の質問に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手願います。反問も制限時間に含まれます。 質問の通告が４人ありました。発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないよう、発言には、十分に、気をつけてください。

	初めに、３番、髙畠俊彦君、件名は、河内川について、ほか５件であります。答弁者は町長ほか、となっております。 ３番、髙畠俊彦君、質問を始めて下さい。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） それでは私の一般質問を始めます。よろしくお願いいたします。まず初めに、河内川「おいわ」について質問いたします。 ①といたしまして、「おいわ」周辺の上、約５００ｍ間に３ヶ所、川岸の石垣が崩れております。県が工事をすることになっていると聞いておりますが、何月頃までに完成するか予定をお聞きいたします。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） 小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） それでは髙畠議員にお答えいたします。 まず初めに、河内川、「おいわ」と言われるところですが、その下流右岸ですが、町管理となっておりまして、令和３年９月８日・９日の豪雨により被災し、１１月１９日に災害認定をうけ、本年４月に入札を行う予定としております。 ２箇所目ですが、河内川簡易水道電気室付近の左岸でして、こちらも町管理の林道河内線になりまして、今後の雨の状況を見ながら、災害採択条件が満たされれば、林道災害復旧工事にて施工して行きたいと考えております。 ３箇所目ですが、２箇所目から少し上流の右岸になる場所で

	して、同じく、９月８日・９日の豪雨による被災を受けた箇所でございます。議員の言われます通り、県が工事する事になっていまして、本年１月２５日に入札を行いましたが、不調となったために９月頃に、もう一度入札を予定していると聞いております。 　なお、１箇所目と３箇所目の完成時期ですが、発注時期によりますが、令和４年度中の完成を目指しております。以上でございます。 　（議員側自席より、いつになるって？との発言あり） 　令和４年度中の完成を目指しております。
議長	（福島　登　議長） 　３番、髙畠俊彦君。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） 　それでは再問いたします。 　この河内の石垣が崩れ、昨年の大雨のための洪水によるものだと思います。テレビや新聞報道では、何年か前までは何十年に１ぺんとかいうような、何十年に１ぺんの大雨とかよく報道されておりましたが、近年では消防団も警戒しなければならないような大雨が毎年起こり、線上降水帯による大雨というような、新しい言葉も出てきております。 　今年も当然、大雨や台風による洪水も起きることと思います。できたらそれまでにですよね、完成してもらえるようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

議長	（福島　登　議長） 小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） 髙畠議員にお答えします。議員の言われますことはもっともだと思いますが、入札の時期と早急に入札を行いまして、早期に完成できるように努めていきたいと思います。県の工事につきましては、先ほど申し上げましたとおり、１回目（２回目）が９月になっておりますので、９月に発注予定と聞いております。 県の方にももう少し早く発注できないかと話していきたいと考えております。以上でございます。
議長	（福島　登　長） ３番、髙畠俊彦君。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） ありがとうございました。 そういうようなことですよね、なるべく早く完成するように、再度土木の方に言っといてください。 次に東地区、うぐいす谷にある砂防ダム下の側溝について質問いたします。 この側溝があんまり大きくありません。竹、木、草などに覆われております。大雨の時に詰まれば民家に流れる可能性が多分にあります。側溝の整備について対応をお聞きいたします。

議長	（福島　登　議長） 　小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） 　髙畠議員にお答えをいたします。 　東地区、うぐいす谷にある砂防堰堤から下の側溝ですが、確認しましたところ、現在は特に問題なく流れておりますが、議員の言われますように、山側に木や竹が生い茂っているところも一部ございますので、今後は雨の状況等注視しながら検討を重ねていきたいと思っております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） 　３番、髙畠俊彦君。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） 　この一般質問を通告することによりですね、現場にすぐに見に来てくれて、ありがとうございました。見てくれたとおり、側溝は砂防ダムから続いております。あまり大きな側溝ではありません。竹、木、草などが覆い被さっております。このままでは大雨とか台風などのときに、側溝が詰まり氾濫する可能性が多分にあります。この場所は砂防ダムから人家までの側溝の傾斜の角度がかなりあります。もし氾濫すれば二次災害に繋がる恐れが多分にありますので、またよろしくお願いいたします。答弁はかまいません。 　３つ目の質問に入っていきます。

	これも東地区なんですけんど、東地区の墓地の上の砂防ダムから下の谷川についてお聞きいたします。 この場所も見てくれましたわよね。①として、砂防ダムから下の谷川５０ｍくらいの間、両岸の石垣が崩れて側溝ができておりません。昔の谷川そのままであり、両岸は石垣がしておりますがそれが崩れ、川の流れをせき止めている所が多分にございます。大雨のとき、二次災害に繋がる恐れも多分にあります。その対策についてお聞きいたします。
議長	（福島　登　議長） 小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） 髙畠議員にお答えいたします。 こちらも議員の言われますとおり、確認させていただきました。砂防ダムから下の谷川ですが、昔の石組みの様なものがありまして、議員の言われます様に、崩れている箇所が何箇所かございます。今後ですが、災害復旧事業や、国・県の補助が無いかどうかも含めて、検討して行きたいと考えております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ３番、髙畠俊彦君。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） これもすぐに見に来てくれてありがとうございます。

	この箇所は昔のままの谷川である両岸の昔のままの石垣であります。その石垣が崩れて、ほんとにね、半分くらい崩れて両岸の川の流れをせき止めておるところが何箇所もあります。昨年の大雨のときは、水が道を川のごとく流れ、すごかったとそこのところの人が訴えてきておりました。これは私の自宅のまだ西又の山の谷水が流れる側溝沿いにありますので、自分が見たかのように想像できます。この谷川もこれ以上両岸が崩れたら二次災害に繋がる恐れが多分にありますので、先ほど課長さんが言われたとおり、災害補助が適用されると思いますので、よろしくお願いいたします。答弁は結構でございます。 　続いて３つ目といたしまして
議長	（福島　登　議長） 　４つ目ちゃん。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） 　４つ目よ。間違えました、訂正いたします。
議長	（福島　登　議長） 　（４）ですね。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） 　（４）です。近年、県外で何件もの土石流被害が報道されております。昨年もテレビや新聞で死者が二十何人も出るようなあたりの土石流の被害が何日も報道されておりました。私たちも

議長	（福島　登　議長） 高畠さん。表題から言ってください。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） わかりました。
議長	（福島　登　議長） ４の表題から言ってください。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） はい。訂正いたします。甲浦西地区、砂防ダムの建設予定についてお聞きいたします。 ①といたしまして、西地区の住民にすれば、昨年の大雨による山からの大水を目の当たりにしております。なんとか砂防ダムを建設してほしいと思うでのありますが、室戸土木の説明後の進捗状況はどのようになっているかお聞きいたします。
議長	（福島　登　議長） 小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） 髙畠議員にお答えいたします。 甲浦西地区の砂防堰堤ですが、議員ご存じのとおり、県の工事になっておりまして、昨年の１１月２５日に１回目の地元説明会を行いまして、その後の進捗状況ですが、現在は地権者と

	交渉中と聞いております。今後の予定といたしましては、用地買収完了後から、１工区と２工区に分けて工事に着手しまして、１工区と２工区共に全て完成するのは着手してから６年後になるというふうに聞いております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ３番、髙畠俊彦君。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） 先に再問のところ読んでしまいましたんで、申し訳ございません。繰り返します。 近年、県外で何件もの土石流被害が報道されております。昨年もテレビや新聞で死者が二十何人も出た熱海の土石流被害も何日も報道されておりました。私たち山の谷に面して自宅がある者ですよね、自宅があるものは昨年の線上降水帯による大雨で谷の水がまけて、すごい所を昨年の流れを目の当たりにしております。自然の怖さ、大水の怖さを身にしみて知っております。見ております。どうしてもこの砂防ダムを造ってほしいというのが、その地区の地区民の願いであります。町行政の最大なるご協力をよろしくお願いいたします。協力、よろしくお願いいたします。
議長	（福島　登　議長） 髙畠さん。次、どうぞやってください。 （自席より、そのままでいい･･･との声あり） よろしいですよ。登壇して。（５）ですか。

３番議員	（髙畠　俊彦　議員） 甲浦西地区、避難階段、奥の谷ですね、お聞きいたします。 その場所についている太陽電池灯ですよね、長時間点灯していない。この対策についてお聞きいたします。
議長	（福島　登　議長） 長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁　副町長） ご質問にお答えをいたします。 津波避難誘導灯のことですけれども、これが点灯していなかったのは、その避難誘導灯の太陽光パネルがあるんですけれども、その太陽光パネルに木の枝が覆い被さっていた関係で、蓄電ができなかったということが原因でありました。 先日、たまたま、甲浦西地区から要望のありました防災倉庫の設置場所の確認を行うために、この場所を通りましたところ、こちらの方で気がつきましたので、町の方で伐採をしたんですけれども、津波避難路、あるいは津波避難場所の管理と同様に、南海トラフ地震対策における地区の共助の活動としてこの誘導灯の管理の方も今後また気をつけて行っていただけたらと思います。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） ３番、髙畠俊彦君。

３番議員	（髙畠　俊彦　議員） 　ありがとうございました。緊急時のときに電気がついてないということになれば、太陽電池灯これ設置した意味がなくなります。そのようなことがないようによろしくお願いいたします。 　２つ目の質問に入っていきます。 　太陽電池灯がついている避難場所・避難階段について、１年に何回か点検しているのでしょうか。お聞きいたします。
議長	（福島　登　議長） 　長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁　副町長） 　お答えをいたします。 　年に何回点検を行っているのかということですけれども、できればですね、先ほどの質問と同じ様に、地区の方で共助の活動として、何回と言わず点検の方お願いしたいと思います。ただですね、ここ２年間、毎年１１月に実施しておりました津波避難訓練もコロナウィルス感染拡大防止のために行っておりませんけれども、各地区の避難路、避難場所の管理同様に、この誘導灯の管理・点検もお願いしたいと思います。 　ただですね、この誘導灯ですけれども、設置後５年でバッテリーの交換は順次しております。管理の良い、日当たりの良い良好な場所でしたら、メーカーの方に問い合わせましたら１０年は確実に保つということですので、引き続き地区の方で管理の方、点検の方お願いしたいと思います。よろしくお願いしま

	す。
議長	（福島　登　議長） ３番、髙畠俊彦君。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） 再問いたします。今回のようにね、電気が木かなんか被さってきてから、やっぱり十二分に充電ができなかったということで、ちょっと点いて、短時間で消えてしもうちょうと、そういうようなことを今答弁してもらったんですけんど、その確認をですよね、するべきやと自分は思うんですよ。そのがの確認、やっぱりなかなかね、何十もある、ましてや電気が点いてるか点いてないかって言ったらほないなってから直すよね。職員の方がそれを点検に行くいうのはなかなか困難なことだと思うんですけんど、自分が考えるにですね、町の行政報告付けて官報を東洋町の各地区の区長さんに配ってもらっておりますよね。それを官報をするにあたって、各区長さんに担当職員の方持っていっておると思うんですけんど、そのときにですよね、避難階段の電気が点いてるか点いてないかそういうようなことを聞いて確認しておけば、簡単に点いてるか点いてないかくらいの点検ていうか、その太陽電池灯がちゃんと正常に作動しているかいうことが分かるんとちゃいますやろか。やり方はいろいろと思うですけんど、たまたま自分の地区やったからそういうような何が、結局よー、点きが悪いきんと分かったけんど、やっぱり四十何箇所くらいあるんですよね。その中でやっぱりそういうような点いてなかったその地区民の方が点検してく

	れとかいうような
議長	（福島　登　議長） 　高畠さん。もう少し簡明に。まとめて。だんだん範囲が広がっていきように思いますよ。
３番議員	（高畠　俊彦　議員） 　なかなかね、徹底してから地区民の方も点いてないきんとかいうように言うてくる人が少ないかもわかりませんので、そこのところはやっぱりちゃんと作動しているかどうかいうことを確認してなかったら緊急時のときになかなか点いてなかったいうたら本当に大変なことになると思います。そういうような意思があるかどうかやっぱり決定せんといかんいうことをもう一度答弁お願いします。
議長	（福島　登　議長） 　ちょっと待ってください、高畠さん。 　質問をもうちょっと簡明にやってもらわんと、私もちょっとわかりにくかったですけどね。もう一度なにが聞きたいかの部分だけでもかまんのでやってもらえませんか、高畠議員。ちょっとだけ。
３番議員	（高畠　俊彦　議員） 　簡単に言います。私あのね、緊急時の時に点いてないというようなことがあれば大きな問題なると思います。やっぱり年に１、２度はやっぱりそうやって点検というか点いてるのかの確

	認をするべきやということで、それをしてもらいたい言うことを言っているんですよ。
議長	（福島　登　議長） 長崎副町長。
副町長	（長崎　正仁　副町長） 誘導灯はですね、全部で１０３箇所あります。誘導灯の管理の再問だと思うんですけども、まず、いざ有事が起こった直後は、行政や消防は機能しておりません。 そのためにも、個人の備え、あるいは地区での備えを常日頃から行っていただく、続けていただくということが大事と思っております。 地区の要望を元に、津波避難路も避難場所も誘導灯も整備してきました。折角整備しましたので、いざと言うときのために、管理面についても、地区内で協力体制の方の充実をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） ３番、髙畠俊彦君。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） ありがとうございました。よろしくお願いします。 次に６つ目の質問に入っていきます。最後でございます、よろしくお願いします。甲浦駅駐車場の隣の空き地ですよね。この空き地の活用方法は何か考えているのでしょうか、お聞きい

	たします。
議長	（福島　登　議長） 　生松総務課長。
総務課長	（生松　克祐　総務課長） 　髙畠議員の質問にお答えをいたします。 　空き地の活用方法につきましては、イベント若しくは駐車場として考えております。他にも何か妙案がありましたら、またそのときに整備をしたいと思っております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） 　３番、髙畠俊彦君。
３番議員	（髙畠　俊彦　議員） 　どうもありがとうございました。ちょうど甲浦駅近く、それなりに広い場所なのでそれなりに活用・利用していった方がええと思いますので、そういうようないろんな活用を是非考えてください。どうもありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。
議長	（福島　登　議長） 　３番、髙畠俊彦君の質問が終わりました。 　続いて、１番、廣田斎史君の質問を許します。

	件名は、移住促進対策について、ほか１件であります。 答弁者は、町長、ほかとなっております。 １番、廣田斎史君、質問を始めて下さい。
１番議員	（廣田　斎史　議員） それでは通告書のとおり、大枠２問について質問いたします。 質問１の件名、移住促進対策についてです。 １つ目。移住希望者からの問い合わせに対する相談窓口は現在どこが担っていますか。また今後、よりきめ細やかな対応をするために、仕事、住居、子どもの学校など、細部にわたりトータルにワンストップでコーディネートし、移住後も十分なサポートが出来るところが必要不可欠だと考えますが、外部の団体などに業務委託する考えはありますか。
議長	（福島　登　議長） 小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） それでは廣田議員にお答えいたします。 まず初めに、移住希望者の相談窓口ですが、現在は役場の総務課企画調整室で、移住の相談を受け付けております。 次に、外部の団体に業務委託する考えがあるかと言うことですが、現在の所は外部へ委託する予定はございませんが、今後必要が生じてきた場合には、委託も含めてどのような方法が良いのか、検討していきたいと考えております。以上でございま

	す。
議長	（福島　登　議長） １番、廣田斎史君。
１番議員	（廣田　斎史　議員） 再問になりますが、業務委託先として、新設されたバツグン組合はどうでしょうか。事務所も観光振興協会の２階にあり、気軽に入りやすく、総合的な対応が可能だと考えますがどうでしょうか。
議長	（福島　登　議長） 誰が答弁するんですか。誰が答弁するんですか。 小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） それでは廣田議員にお答えいたします。 ばつぐんの方、今年度から本格的に動き出すということを認識しております。それが動き出してから、先ほど申し上げましたとおり、委託がいいのか、どういう方法がいいのか、今後そういった委託とか外部に出す必要が生じてきた場合にはそこも含めて総合的に判断して検討していきたいと考えております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） １番、廣田斎史君。

１番議員	（廣田　斎史　議員） それでは２問目に移ります。 今後、東洋町でも休暇中に旅行先でテレワークを行うワーケーションや、
議長	（福島　登　議長） 廣田斎史君。（２）の表題から言ってください。表題をまずちゃんと述べて。
１番議員	（廣田　斎史　議員） （２）は･･･
議長	（福島　登　議長） 表題をまずちゃんと述べて。
１番議員	（廣田　斎史　議員） 移住促進対策
議長	（福島　登　議長） はい、それを述べてから言ってください。
１番議員	（廣田　斎史　議員） 移住促進対策の２つ目です。 今後、東洋町でも休暇中に旅行先でテレワークを行うワーケーションや、本拠から離れた場所に設置される二地域居住希望

	の方がお試しで短期居住でき、リモートワークが可能な施設は既存していますか。
議長	（福島　登　議長） 廣田斎史君。
１番議員	（廣田　斎史　議員） はい。
議長	（福島　登　議長） 私が持っとう質問書は（２）移住希望や二地域居住希望の方がお試しでということからなってますけど、これではないんですか。
１番議員	（廣田　斎史　議員） それです。
議長	（福島　登　議長） そっからずっと、その表題は必要だと思うんですが。 （議員側自席より、表題は移住促進対策についてで１，２，３でいいんやない。との発言あり） いいですか。じゃあ進めてください。申し訳ないです、進めてください。

１番議員	（廣田　斎史　議員） 　リモートワークが可能な施設は既存していますか。また、なければ今後の計画はありますか。お願いします。
議長	（福島　登　議長） 　小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） 　それでは廣田議員にお答えいたします。 　移住希望の方が、お試しで短期間の居住やリモートワークができる施設は、町では整備しておりませんし、町としてもすぐに整備する計画は今のところはございませんが、必要があれば今後検討して行きたいと考えております。 　また、現在民間の方がシェアオフィスを建設中ですので、その施設が完成すれば、時間や週単位・月単位などで貸し出してリモートワークが出来る施設になる予定となっておりますので、町としても、問合せがあればそのような施設を紹介していきたいと考えております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） 　１番、廣田斎史君。
１番議員	（廣田　斎史　議員） 　移住促進対策の３つ目の質問にいきます。 　二地域居住やワーケーションを積極的に受け入れるには、町内の小中学校で短期間子どもが就学できる制度が必要です。例

	えば、徳島県教育委員会が行っているデュアルスクール制度が大変有効だと考えます。日本の学校制度では２つの学校に籍を置くことはできません。そこで、区域外就学制度を活用することによって都市部に住民票を置いたまま、保護者の短期居住、数週間程度見合わせて学籍を異動できる制度です。これにより都会から来る子どもは都会と地方の両方に生活や学習環境を身を置くことでたくましく成長し、都会の価値観が絶対ではないということを早くから知ることで視野の広い多様性を受け入れられる人間の基礎を作ることができ、受け入れる側の子ども達は彼らと交流することで地元の良さを改めて発見し知ることで、郷土愛を高め、自己肯定感を高めることが望めます。東洋町もこの制度を是非とも取り入れるべきだと考えますが、どうでしょうか。
議長	（福島　登　議長） 大坪教育次長。
教育次長	（大坪　靖幸　教育次長） 廣田議員のご質問にお答えいたします。 議員ご承知のとおり、徳島県の南部地域では、地方と都市を結ぶ新しい学校の形、デュアルスクールとして実績も残されているようです。 こういった取り組みがもたらす効果といたしまして、都会でのライフスタイルの変化への対応や地方と都市、双方で生活を体験することによって多様な価値観の醸成が期待できますし、受け入れる学校側としては、新しい人間関係づくりによる学校

	の活性化や地域としては関係人口の増加、移住への促進につながるのではと考えるところです。 　本町としましては、高知県内でこのような制度を活用している自治体は無いと認識しており、まずは学校関係者を含め、この制度を理解することが必要ではないかと考えております。今後、先進地への視察や移住・定住の担当部署とも連携し可能性を探るところから進めていきたいと考えております。
議長	（福島　登　議長） １番、廣田斎史君。
１番議員	（廣田　斎史　議員） １つ付け加えますと、町出身者が里帰り出産の際にも修学児童が町内の学校に短期間通うことにも利用できますので、便利だと思います。 　次に移ります。質問２の件名、自治体ＳＤＧｓの取り組みについてです。１つ目、民間レベルでのＳＤＧｓ
議長	（福島　登　議長） 　廣田君、かまんですか。やっぱり質問書がこうあるんで、まず質問書のこのとおりを読んでいただいてですね、そこから少し言葉を足すんならわかるんですが、まずこの（１）の質問書のとおりまず読んでいただいて。皆さん質問書見よんでね。この質問書のとおりまず読んでいただいて、わかります？質問書。この質問書をまず読んでいただかないと、皆さん理解しにくいと思います。（１）自治体って書いてある部分から、読ん

	でいただいて。
１番議員	（廣田　斎史　議員） はい。１、自治体ＳＤＧｓの取り組みは現在積極的に全国で行われ、今後地域の特色や質が問われるようになり、国や県も地方創生事業で様々な補助金も出していますが、何をどう活用していくのかのビジョンをお伺いします。
議長	（福島　登　議長） はい。よろしいですか。
１番議員	（廣田　斎史　議員） 続きあるんすけど、続き言うてもええすか。
議長	（福島　登　議長） 答弁をいただいてから続きやったらどうですか。 どんなんですか。
１番議員	（廣田　斎史　議員） はい。
議長	（福島　登　議長） 今ビジョンを問うわけでしょ。 大坪教育次長。
教育次長	（大坪　靖幸　教育次長）

	廣田議員のご質問にお答えいたします。 このＳＤＧｓ持続可能な開発目標でございますが、２０１５年９月の国連サミットで採択され、国連加盟の１９３か国が２０３０年までに達成するために掲げた１７の目標がありまして、現在本町におきましては、第２期、東洋町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、地方創生に取り組んでいるところでございます。世界的な規模と比べますと規模はかなり違いますが、ＳＤＧｓの理念と一致するものもあり、人口減少・高齢化など社会的課題解決、地方や企業、個人の自立、ひとの流れやしごとの創出など様々な政策課題に取り組む中で国や県の補助金を活用してきているところでございます。
議長	（福島　登　議長） １番、廣田斎史君。
１番議員	（廣田　斎史　議員） 自治体ＳＤＧｓの取り組みについての２つ目にいきます。 ＳＤＧｓ１７の開発目標の１４番は海の豊かさを守ろうですが、この町の将来を担う子ども達と海洋資源や環境を守る事を積極的に学び、問題を共有し、共に活動することは、東洋町の取り組みとして最重要だと考えますがどうでしょうか。
議長	（福島　登　議長） 大坪教育次長。
教育次長	（大坪　靖幸　教育次長）

	廣田議員のご質問にお答えいたします。 議員ご指摘のとおり、ＳＤＧｓで取り組むべき目標の中で１４番目にございます、海の豊かさを守ろうは本町にとって特に深く関わりのある目標だと思います。 昨年、甲浦中学校では総合的な学習を活用し、甲浦の海について１０月末の文化発表会で学びの成果を発表したところでございます。子ども達と海洋資源や環境を守ることの必要性は、学習を通して町の将来を考え、自主的に行動することがＳＤＧｓの本質であると考え、海・山・川など自然豊かな生きた教材を地方ならではの強みと捉え、さらに進化できるような取り組みを進めていければと考えておるところです。 また、本年２月に予定していました、小中学生や地域住民を対象としたＳＤＧｓイベントは、第６波のコロナの影響により延期を余儀なくされましたが、今後の活動につながるよう令和４年度では、地域学校協働本部事業の取り組みとしてＳＤＧｓに関する事業費も計上をさせていただいておりまして、各校がさらに特色のある取り組みを地域住民一体となって進めていきたいと思っておるところです。
議長	（福島　登　議長） １番、廣田斎史君。
１番議員	（廣田　斎史　議員） 再問になりますが、ＳＤＧｓには１７の開発目標が設定され、それぞれに具体的な目標事項であるターゲットが存在し、全部で１６９のターゲットが設定されています。このように対

	応も多岐に渡りますのでそれをまとめて担当する課なり室を置く考えはありますか。
議長	（福島　登　議長） 松延町長。
町長	（松延　宏幸　町長） 廣田議員にお答えいたします。 ＳＤＧｓ持続可能な開発目標だけに特化した課でありますとか室をですね、設置するということは今のところ考えておりません。先ほどから教育委員会からの答弁もございました様に、この１７の項目の中に、４番目には質の高い教育をみんなにということも掲げられております。教育関係で子どもの教育という観点から関心を持っていただくような、取り組みなどを支援していければというふうに考えております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） １番、廣田斎史君。
１番議員	（廣田　斎史　議員） 今世界は戦争やコロナウイルス、ＩＴ革命によるグローバリズムと呼ばれるインターネットの爆発的普及による経済・情報・文化、あらゆる領域での地球的規模の流動化で人類史上例を見ないほどの激動の時代を迎えています。こんな先の見えない不安な時だからこそ、未来を創る子ども達や若い町民、若手

	町職員が希望の持てる、積極的で夢のある施策の導入、実行を期待します。それでは私の質問を終わります。
議長	（福島　登　議長） １番、廣田斎史君の質問が終わりました。 続いて、２番、安岡良仁君の質問を･･･。質問を始めてください。件名は、空き家活用促進事業について、ほか２件であります。答弁者は、町長、ほかとなっております。 ２番、安岡良仁君、質問を始めて下さい。
２番議員	（安岡　良仁　議員） それでは一般質問をさせていただきます。 件名は、空き家活用促進事業、ほか２件でございます。 まず１点目でございます。空き家活用促進事業についてです。現在空き家の有効活用を資するために、東洋町定住促進住宅等施行要綱が定められ、現在、定住促進住宅が５戸設置管理をされております。この定住促進住宅は、あくまでも一時的な住む住宅であって、移住して１０年経過すると新たに自分でまた住む家を見つける必要がございます。先月、移住向けの定住住宅、原地区ですが、入居の募集がありました。現在、この管理されている定住促進住宅の入居状況についてお伺いをいたします。
議長	（福島　登　議長） 長﨑副町長。

副町長	（長崎　正仁　副町長） お答えをいたします。 現在、５戸とも、おかげさまで満室でございます。 よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） そしたら再問をさせていただきます。 そしたら現在５戸設置管理をされておりますが、５戸とも満室ということでしょうか。それと、２件･･･。
議長	（福島　登　議長） なんですか。え、ちょっと。 （議員側自席より、いいですかとの発言あり） もう１度。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 満室と聞いたんですけども、ちょっと僕も聞いたんですけども、野根地区の方に空き家が出たということも聞いたんですけども、満室ということでしょうか。

議長	（福島　登　議長） 長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁　副町長） お答えいたします。安岡議員のご質問のこの空き家活用については今５件です。野根のお家の方についてはもう１つ空き家バンク制度っていうのがございまして、そちらの方で管理というか、管理はしていない、そちらの方で募集をしまして紹介をしているという、また別の制度となります。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 野根地区の空き家バンクいうのは、ホームページで載ってましたので （執行部側自席より、そうですとの声あり） 私が言うのは野根の別役地区の方の住宅のことを言ってるんですが、どうですか。
議長	（福島　登　議長） 長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁　副町長） 別役地区の家もこちらの制度で管理運営しております。地区

	で言いますと、５件の内訳は、別役１件、原地区に１件、白浜２件、それと西に１件、この５件になります。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君。 もうこれ質問３回いってますんでね。
２番議員	（安岡　良仁　議員） はい、わかりました。 そしたら２点目についてお伺いをさせていただきます。 先月２件の空き家改修事業の工事が一般競争入札がされたところでございますが、この２戸についても移住用定住促進住宅として設置管理されていくのかお伺いをいたします。
議長	（福島　登　議長） 長崎副町長。
副町長	（長崎　正仁　副町長） ご質問にお答えいたします。 その２戸につきましても、移住者の受入先としまして、本町の定住促進住宅として管理、運営していくこととなります。よろしくお願いします。 （議員側自席より、議長との声あり）

議長	（福島　登　議長） はい。８番、西岡尚宏君。 （議員側自席より、長すぎるきんトイレとの声あり） わかりました。 皆さんどうですか、ちょっと途中ですが昼休憩に。 わかりました。そしたら５分休憩したいと思います。再開は４２分です。かまいませんか。 （休憩時間：１１時３６分） 休憩前に引き続き、会議を始めます。 （再開時間：１１時４２分） ２番、安岡良仁君。質問を始めてください。
２番議員	（安岡　良仁　議員） すみません、質問が飛びましたので
議長	（福島　登　議長） はい、すみませんでした。
２番議員	（安岡　良仁　議員） そしたら３つ目の質問をさせていただきます。 空き家の有効活用をしていくために、東洋町空家等対策計画が定められて、この計画に基づいて、補助事業であります空き家対策総合支援事業を活用し、定住促進住宅として設置・管理

	するなど、本町の空き家対策が現在行われております。 　今後、東洋町空家等対策計画の中で、改修した空き家の入居者が中途退去し、改修した空き家の空き家が発生することもまた想定・考えられることから、定住促進住宅の需要に対して、供給する空き家の数をどの程度まで改修していくお考えなのかお伺いをいたします。
議長	（福島　登　議長） 　長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁　副町長） 　お答えをいたします。需要と供給のバランスをご心配をされているという趣旨のご質問であると受けておりますけれども、今空き家改修の申し込みが８件あります。ただまだ１件も入札不調により進んでいないのが現状でありまして、需要に対して供給の方は整備後に関しましても、需要の方に対して供給が追いついてないということと、あと年々、移住の相談の件数、３０件くらいですけれども来ております。そう言うたらですね、今のところ何軒までするというのは特に定めておりません。この制度がある以上は、今のところ申し込みがあれば、原則受け付けていきますし、また予算の範囲内で空き家改修に取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） 　２番、安岡良仁君。

２番議員	（安岡　良仁　議員） 　再問をさせていただきます。 　今後も制度があるからには続けていくということなんですけれども、都会から東洋町に移住して、１０年間東洋町に定住します。定住した後、新たに他の市町村に移住をされる方もおられると思いますが、さらに本町に定住してもらうとする対策をどう考えているのかお伺いします。
議長	（福島　登　議長） 　長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁　副町長） 　この制度ですけどもまだ始まって１０年を迎えていないので、その１０年先が確かに今議員が言われたような心配というのはあります。１つ考えてるのはこの町が気に入って、１０年いるということはだいたいこの町が気に入って住まわれてる、それなりの生活基盤もあるということも考えましたら、その所有者との売買、あるいは１２年後にはその所有者に戻りますので、この所有者との直接の賃貸なり売買なりっていうことが考えられています。ただ今先ほども申し上げましたけれども１０年がちょっと経ってないので、どのような状況になるかというところは今のところは想定ができていない状況です。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） 　２番、安岡良仁君。

２番議員	（安岡　良仁　議員） 答弁をいただきましたが、この制度があるということは続けていくということがある一定先を見過ごして（見据えて）計画を立てていかないと、先ほど質問させていただいたように、改修した空き家の空き家いうのがまた発生することも考えられます。そうしたことを見据えて今後計画していただきたいと思います。次に
議長	（福島　登　議長） 答弁。３回目いけるんで。 長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁　副町長） お答えをいたします。議員のご質問の中で本町の空家等対策計画という言葉も出ましたけれども、元々この制度ですけども空き家を有効に活用するという１つの目的もありますけども、この制度の第１の目的というのが、南海トラフ地震対策の木造住宅の耐震化っていうところが第１にきております。ですのでまずは空き家の耐震化を進める、そしてその有効活用としまして平時は移住・定住対策としまして、移住者などへ貸し出しますし、それと平行して南海トラフ地震で言えば、老朽化が進み有事の際に倒壊の恐れがある空き家に関しては除去もしていくということを行っております。この２本立てで空き家対策をもって、南海トラフ地震の備えとしても進めておりますのでご理解いただきますようお願いをいたします。よろしくお願いし

	ます。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） それでは次の質問、４つ目の質問に入ります。 この定住促進住宅ですが、町が借り上げた住宅を定住促進住宅として、町が入居者の募集を行い、町が設置・管理していくという要綱が定められておりますが、私の見解なんですけども、地方自治法の２４４条の２の規定による、公の施設として設置・管理する条例ではなく、要綱で定めた経緯についてお伺いをいたします。
議長	（福島　登　議長） 長崎副町長。
副町長	（長崎　正仁　副町長） お答えをいたします。この要綱を定めた経緯についてということですけれども、空き家の所有者と町の方が１２年間の賃貸契約を締結をしまして、その空き家を移住者等へ賃貸するための中間管理上の手続きについて定めたものであります。要するに、町が空き家という個人財産を借り受け、管理しまして、移住者などへ貸し出すための運営についての手続きという趣旨から要綱で定めたというものであります。 公の施設を設置・管理するという趣旨であれば条例を定める

	必要があると思うんですけども、そのような趣旨ではないことから要綱で定めたということで、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） ご答弁をいただきました。公の施設いうのは、必ずしも所有権を取得することまでは必要とされません。賃貸借、使用貸借によって施設を住民に使用させる権限を取得した場合においても、公の施設とされます。ということは、町が借り上げた住宅を定住促進住宅として町が入居者の募集を行う設置・管理するということであれば、やはり条例で定めなければならないと認識をしておりますが、いかがでしょうか。
議長	（福島　登　議長） 長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁　副町長） お答えをいたします。最初に戻るんですけども、この要綱を定めた経緯っていうのがですね、要綱の中には設置・管理となっておりますけれども、実際は管理と運営という手続き上の内容になっておりますので、このまま要綱でいきたいというふうに考えております。

議長	（福島　登　議長） 再問ないか。 ２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） わかりました。町の考えということでお答えをいただいておきます。
議長	（福島　登　議長） 安岡君。次に移るんですか。（はいとの返事あり） それではすいません。もう時間が迫ってますので、安岡さんには申し訳ないけど、昼にいきたいと思います。 ここで昼休憩にします。再開は午後１時半です。 （休憩時間：１１時５３分） 休憩前に引き続き、会議を開きます。 （再開時間：１３時３０分） ２番、安岡良仁君の一般質問は途中でございました。 再開するところはですね、東洋町内の街灯等維持費の公費負担についてから始めていただきたいと思います。 ２番、安岡良仁君、質問を始めてください。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 僕からまた一般質問をさせていただきます。 まず東洋町内の街灯等の維持費の公費負担等について、お伺いをさせていただきます。

	現在、町内の街灯等維持費、電気料については各地区によって、地域の住民さんが負担する地区と、町が公費で負担している地区があると聞いております。実際現状はどうなっているのかお聞きをします。
議長	（福島　登　議長） 生松総務課長。
総務課長	（生松　克祐　総務課長） 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 まず、負担については、そのとおりでございまして、地区によっては街灯を維持する費用を徴収し管理している地区もございますし、そうでない地区もございます。また、大きな道路などへ設置している街灯は公費で、それ以外は地区が負担している地区もございます。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 現状についてお答えをいただきまして、ありがとうございます。今後本町では人口もどんどん減っていきます。また、高齢化も進んできます。高齢者世帯、また、年金世帯が増えまして、住民の皆さんにとったらなかなか個人の医療（費）負担が増えてきます。こういった中でやはり公平性を担保するためには、やはり統一した負担いう形をとるのがベターだと思うんです

	けども、そういったことで町の考え方をお伺いをいたします。
議長	（福島　登　議長） 　生松総務課長。
総務課長	（生松　克祐　総務課長） 　安岡議員のご質問にお答えをいたします。 　現在、地区によっては高齢化、そして限界集落などの理由によりまして、受益者負担も限界にきている地域もあると考えております。原則は地区の方が負担していただきたいっていうのはあるんですけども、必要最少的な防犯灯については公費負担もやむを得ないのではないかと考えております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） 　２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 　答弁をいただきました。町内の防犯灯、街灯の電気代等については年間どのくらい費用がかかっているかいうのはなかなか難しいところもあるんですけども、やはり１回町の方で調査をしていただいて、予算の関係もありますのである程度概算の費用がでたら町はどうするのかっていうところの検討をしていただきたいと思います。
議長	（福島　登　議長）

	答弁いいんですか。（いいですとの声あり） そしたら次の明確な違いというのは聞かれたんですか。 それでいいんですか。（いいですとの声あり）わかりました。 そしたらＤＭＶ次ですか。 安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） そしたら大きな質問の３つ目に移らせていただきます。 ＤＭＶの運営状況についてお伺いをさせていただきます。 阿佐海岸鉄道のＤＭＶ、これは昨年の１２月の２５日営業開始から約２か月半が過ぎております。また、新型コロナの影響も受けている状況なのでちょっとあれなんですけども、現在の運行状況についてまずは１点目お伺いをいたします。 １２月の２５日に運行を開始されたＤＭＶ、室戸便を除いた現在まで、分かる範囲内でかまいませんので、乗車客の総数、また、ＤＭＶの１日あたりの平均乗客数、また、１（運）行当たりの平均乗車客数についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。
議長	（福島　登　議長） 生松総務課長。
総務課長	（生松　克祐　総務課長） 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 現在日は、２月１１日現在でございますが、室戸便を除く、私が持ってるデータでは正確にはわかりませんが、室戸便で乗

	り降りした人数を差し引いた乗客数になるんですけども、まずトータル的に乗車客の総数は、７３３０人でございます。開業から２月の１１日までで、７３３０人。室戸へ乗り降りした方乗降車客は、海陽町から乗って室戸に降りる、室戸から乗って海陽町に降りるということなんですけども、その乗客が３９５名でございます。この人数を除きますと、室戸便を除く総数につきましては６９３５人となります。そして１日当たりの平均乗客数は２月の１１日までで４９日間ございますので、それで割りますと、１日当たりは約１４１人となります。それと、１運行当たりの乗客数でございますが、平日の便、これ１３往復してるんですけども１日、それと休日の便が１日１５往復がございまして、それぞれ計算しますと、それとすいません、室戸便ていうのがございますが、これは土曜日と休日で１往復各２便ていうことでございますので、それらを除きますと６３７便でありまして、それを人数で割りますと約１便当たり１０名となります。１０人となります以上でございます。
議長	（福島　登　議長） 安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 先ほど答弁をいただきまして、２月の１１日現在で７３３０人乗車されているということをお聞きをしました。そういった状況の中で、現在東部交通、また徳島南部バスが運行しておりますがこのＤＭＶは運行されることによって地域の足である２つの路線バスへの乗客数の影響っていうのはどのように考

	えてますでしょうか。
議長	（福島　登　議長） ちょっと議題から外れていっきょうな気がするんですけんどね。 （議員側自席より、ほんならいいですとの声あり） ね、外れていっきょうと思いますよ。 （議員側自席より、そのくらいかまんのやないとの声あり） 議長が判断するんですが、その他のバスのことを聞かれていっきょうですよね。それはもう範囲を超えとるという判断でいきます。どうぞ、次の質問に移ってください。 安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） それでは２つ目の質問させていただきます。 このＤＭＶの導入に掛かった総費用、また、ＤＭＶ１台あたりの制作費についてお伺いをいたします。
議長	（福島　登　議長） 生松総務課長。
総務課長	（生松　克祐　総務課長） 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 総事業費は約１６億３千万円、１台あたりは約１億４千万円となります。 なお、徳島県と高知県の負担割合は８０％と２０％となって

	おりまして、本町はその２０%の内の１０%を約ですけども、負担しております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 今ちょっと答弁をいただきました。このＤＭＶの導入経費が約１６億円掛かってるとお聞きをしました。また、１台当たり１億４千万、まあ４億２千万の経費が掛かってるとお聞きをしました。こういった多額の費用が掛かっておりますので、なんか更なる継続的な運行をしていただきたいんですけれども、そういった対策をどのいうふうにお考えをしてるのかお聞きをいたします。
議長	（福島　登　議長） 安岡議員。これは２つ目の再問ととらえとんですか。（はいとの声あり） ２つ目の再問にしたらあれですよね、製作費なのにまた範囲が広がっていっきょうと僕は思いますよ。２問であればね。そうじゃないですか。広がっていっきょうと思うのでこれは止めといていただきたいと思いますが。 （はい、わかりましたとの声あり） ３番に移りますか。安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員）

	そしたら３番の方省略させていただいて、４番から質問させていただきます。
議長	（福島　登　議長） どうぞ４番いってください。
２番議員	（安岡　良仁　議員） このＤＭＶが一時的なブームに終わらないように、今後誘客の広報など含めて、どのような活性化対策を講じていくお考えなのかお伺いをいたします。
議長	（福島　登　議長） 生松総務課長。
総務課長	（生松　克祐　総務課長） 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 導入した今後は、徳島県と海部郡と高知県と連携してさまざまな事業を展開し、活性化を講じていく予定としております。具体的には、記念切符の販売、そして切手の販売、それからファンクラブ限定の体験、これは車庫とか見せるんですけども、それとか枕木の販売というか権利というかそういったもの、そして販売グッズの製作、そして全国から視察もくるであろうということで、それの受け入れの収益化、それからウェブ、ツイッター、旅行専門誌による広報などでございます。また、本町としても、先日に高知県と少しＤＭＶの活性化ということで本町で協議をしたんですけども、できることから様々なアイディ

	アを募って活性化に繋げたらいいのではないかということでこれから検討していくこととしております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君。
２番議員	（安岡　良仁　議員） 答弁をいただきました。いろんな活性化施策を今答弁いただいたんですけども、このＤＭＶが継続して運行されるように更なる活性化策を捻出して検討していただきたいと思います。以上です。
議長	（福島　登　議長） ２番、安岡良仁君の質問が終わりました。 続いて、７番、田島毅三夫君の質問を許します。 件名は、備長炭生産窯の煙について、ほか９件であります。 答弁者は、町長、ほかとなっております。 ７番、田島毅三夫君、質問を始めて下さい。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） それでは田島毅三夫、一般質問させていただきます。 初めに、１番、５番、６番を削除いたしますのでどうぞご了承くださいませ。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長）

	ちょっと待ってくださいよ、田島さん。漢数字の一、五、六を３つをしないということですか。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） それでは
議長	（福島　登　議長） ちょっと待ってください。それでは皆さん漢数字の一番、五番、六番を削除するということなんで、田島議員の申し出のとおり漢数字の二番目から、田島議員始めて下さい。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） まず２番目から、地区懇談会の開催の意思を問うということで、少し１点お聞きしたいと思います。 町長は、地区住民さんから要望がありました、以前ですね、就任当時やったかな、その以前約束した地区懇談会はいつとるのかお聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 松延町長。
町長	（松延　宏幸　町長） お答えいたします。以前約束したというところで、いつ約束したんかなという、記憶はございませんけれども、今のご質問でありまして、就任当時の話が出てまいりましたが、それであれば地区懇談会も開催をしてきております。今年をどうするの

	かという質問であれば、そのように受け取っておるわけですけれども、コロナ禍の状況が３年続いているわけでございまして、現在もコロナウイルス感染の状況は続いているというこのような状況の中で密を避けるために、行事や総会あらゆる行事は中止でありますとか、総会は書面決議というふうになったり、あらゆるところに影響を受けるという現状があります。本年度も状況を見極めながら開催は見送るという方向としております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 前回というのは就任当時５月頃やったと思います。また調べてお知らせします。 ３番目の質問に入ります。相続人のできないと断られております無住の民家がありますけどもね、その取り壊しの件について１点お聞きします。甲浦東の避難通路の古民家が無住になって瓦が落ちています。相続人は経済的理由で撤去できないといっていますけれども、このままでは付近の住民さんや通行人への危険も出ますが、防災・安全の上からも、町はどう対応されるかお聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 築地住民課長。

住民課長	（築地　仲音　住民課長） 田島議員の質問にお答えいたします。 現在、相続人の方と取り壊しに向けて協議をしておりまして、前向きにご検討いただいております。近所の方々には大変ご心配をお掛けしておりますが今、しばらくお待ちいただきたいと考えております。以上です。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 今そう答弁いただきましたが、いつのことですかそれは。私は半月、１か月程前に、前に進んでいったときに報告をいただきたいと、こういういう風にお願いしておりました。今一切ありませんでしたが今言う進んでいっているという話の時期はいつですか、時はいつですか。お聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 築地住民課長。
住民課長	（築地　仲音　住民課長） 田島議員の再問にお答えいたします。今現在でございます。以上です。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島　毅三夫君。

７番議員	（田島　毅三夫　議員） 　このことはまた自席に行ってお話聞きます。 　次の質問に入ります。４番目、観光振興への提案ということで、２点お聞きしたいと思います。 　今白浜に人工地盤が２つ建っております。普段使用していない避難場所、前の分ですね、白浜人工地盤の屋上を展望台としましてね、夏場にはパラソルのついたテーブルを置いて、飲食できる憩いの場として開放し、１階を歌って踊れるようなそういうステージとしてね、交流の場に開放し、町活性化の場に活用してはどうか、こういう提案でございます。ご返事お願いします。
議長	（福島　登　議長） 　小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） 　田島議員にお答えいたします。人口地盤の屋上や下の広場の活用策についてのご質問だと思いますが、屋上を展望台として、夏場にはパラソルのついたテーブルを置き、飲食できる憩いの場として開放してはどうかということですが、議員ご存じのとおり人工地盤は風が強く、パラソルのついたテーブルなどは、風に弱く危険でありまして、管理が十分できないため町が設置して開放する考えは、現在の所ございません。 　１階についてですが歌って踊れるステージなどの交流の場として開放してはどうかということですが、先ほど申し上げま

	したとおり、管理等の面から町主導でやる予定はございません。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） こうした提案にもそういう返事でございます。大事なほういうほんまにきりないぐらい使えるそういう施設です。パラソルあぶなかったらパラソル退けてもかまいませんよ。万国旗貼って、旗だけ立ててもかまいませんが。どうです、やる気ありますか。それからまたどう言いますか、下の部分についても今住民さんが懇談会に使っておりますけども、あそこももっと活用して雨が降ってもできる、暑い時でもあそこが日陰になって子どもさんらも遊べるところに、夏場でもね、十分に使えると思いますが再検討お願いしたいと思います。一応これで終わっときます。次続けて
議長	（福島　登　議長） 答弁貰わんのですか。答弁もらうんでしょ。 小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） 田島議員にお答えいたします。議員からの提案だと思います。あそこはですね、白浜海岸一帯含めてですね、高知県立海岸緑地公園ということで、県から町が指定管理を受けておりま

	す。その中で利用料が掛かりますが、今現在観光振興協会がサーフスケート場として、利用料を払っていただいて、そういうことをやっています。是非議員もそういったものを考えていただいて、議員がやっていただいたり申請していただければ、うちの方も計画によれば許可することもありますので是非議員の方で考えていただきたいと思います。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 席を替わりましょうか、そこと。
議長	（福島　登　議長） いらない。そんな話はやめて。 質問に移ってください。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） ２つ目の質問に移ります。 夏場の海岸活用に、給油タンクといいますか、ユノックスをよう使っておりますが、ああ言うステンレスの端を切るんです。それを利用して浜に埋めて、そこでたき火をすると、ファイヤーをすると。そういう貸し出しをやってはどうでしょうかという提案でございます。そしてそれに皆が集まっていただいて、そこでいろいろキャンプファイヤーしていただいて、よそから来ていただいたら楽しんでもらえる。夏場の東洋町の甲浦

	の白浜を思い出してもらえると、そしてあちこちから来てもらえるというような場にしたらどうかという提案ですが、まずそれが１点と、またもう１つ、海岸にはですね、５，６基、１０基あればいいですが、５，６基でもかまいません。かがり火といいますか、２メーターくらいの高さに柱を立てて、それに燃えない木といいますか、立てて火をつけるんです。ほんで燃えてるというような形でやったらものすごい情緒があって、湘南海岸ですか、あそこの行ったときにほれ見てびっくりしました。そういうことをあそこで夏場だけでもやったらどうかと。冬は今言うクリスマスの電気でやって、夏はこういう形で、冬も夏もよそから来た人が思い出となってもらえるようなそういう町おこしはどうかという提案でございます。答弁お聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 田島さん。かまんですか田島さん。 田島さん、提出のときに文言をやっぱりユノックスとかいうところはね、質問書には給油タンクと訂正してるわけでしょ。そしたらできたらね、給油タンクと発言をしていただきたい。 （議員側自席より給油タンクと言って、わかりやすく説明したんですとの発言あり） そうです。給油タンクがね。それでお願いします。 小池産業建設課長。
産業建設課長	（小池　昭平　産業建設課長） それでは田島議員にお答えいたします。

	先ほど議員の方から言われました、給湯タンクの端を切って、私の方もごめんなさい、ちょっと勉強不足でどういったものを想像しているのかわかりませんが、それを貸し出してはどうかということだと思いますが、町でそのような物を作って貸し出す考えはございません。 町としましては、令和４年度から集客と白浜の活性化につきましては、海岸が見える場所の一画に、バーベキューコーナーを設置しまして、コンロの貸し出しやバーベキューセットなどの販売を行いまして、手ぶらで来てもバーベキューなどが楽しめるように、東洋町に来られた方々に楽しんでいただけるような事を考えております。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 時間が２０分なもんで早口になってすいません。ゆっくりさせてもらいます。 今言うユノックス、言うたらまた怒られるけどもこういうのありますね。そのここを切るんですよ。ほなこういう受け皿みたいなのができますから、丸こいステンレスの。それを貸し出ししてそれを砂に埋めた上で火を焚くんです。ほんならそれが終わったあとはそれをそのまま持ってきて返してもらうという。ほんでそのときには薪が売れます。それを焚くのにね。それはまた住民さんから海の駅に出品してもらってまたするとかね。そういう町おこしを１つ今提案しているんです。

	ファイヤーのことについては総務課長やったか、住民課長やったか、も見ていますのでそのとき副課長やったか、見ていますのでまた聞いてください。なかなか感じの良いもんです。これは答弁必要ありません。５番目に入ります。
議長	（福島　登　議長） 答弁必要ないんですね。 ５番は削除したでしょ。５番は削除しましたよ。５，６削除しました。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） ４番目です。４番目について。
議長	（福島　登　議長） ５，６は削除しました。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） ５，６やね。７番目に入ります。 時間に追われてほら。まあゆっくりやります。
議長	（福島　登　議長） はい、ゆっくりやってくださいよ。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 早めに言うてくださいね、残り時間を。

議長	（福島　登　議長） 　わかりました。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 　東洋町特定地域づくり事業協同組合補助金９７３万円の疑問点についてお聞きしたいということでございます。国と町の公費、約４４０万円を使って昨年末に観光協会２階を事務所に、組合を立ち上げ、町外移住者を３人ほど採用し、人手不足の解消と人口増加に寄与すると説明がありました。どのように運営していくのか。２か月間の活動実態も含めて、説明を求めたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 　長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁　副町長） 　ご質問にお答えいたします。 　組合の方ですけども、本年１月１日付けで労働局の方から派遣業務の許可を受けておりまして、２月から職員を募集する手続きに入っております。 　募集内容につきましては、２２の組合員がいるんですけども、派遣先となる２０組合員の事業者を４つのグループに分けた年間派遣を計画しておりまして、職員の方は５名の採用を目指していると伺っております。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長）

	７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） ５人と言わず３人と言ったのに２人増えて５人となっておりますけれども、この５人の方の給料と言いますか、報酬と言いますかそれはその利用された方から頂くんですよね。それを１点お聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁　副町長） お答えをいたします。この派遣職員の給料の支払い方法ということですけれども、組合の方が派遣先、受け入れ先の方に職員派遣さすんですけども、そこから利用料を頂きます。その利用料から今度組合が職員へ給料として払うという仕組みになっております。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 再確認します。そういう場合ですね、例えば大体の説明の時は時給ということも出てきたんですけれども、時間でいくのか１日でいくのか、１日当たりいくらでいくのか、その１日当たり頂いたその報酬を組合がある程度のリベートというか、マー

	ジンは頂くんですが、それからそれがそのまま組合さんにいくんですか。お聞きしたい。 　それからそういうように仮に利用者から頂いたお金がその５人の方にいって、それが十分であれば私はなんらこの９百何十万というような予算はいらない、経費はいらないとこう考えているんです。利用料がそのまま利用者から頂いたもので賄いができるものであれば９００万円や言う運営費はいらないと思ってるんですね。そこのとこ説明してください。
議長	（福島　登　議長） 　これは３問目になりますんでね。田島さん。 　長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁　副町長） 　たくさんの再問ありがとうございます。 　まず時給の話をされてましたけど、先ほど利用料とか職員の給料の話をしたんですけども、それすべて時給で利用料を頂きます。１日８時間で働いたら、その時間給掛ける８時間分を派遣先からもらいます。計算の元が時給ですね、まずは。わかりましたか。 （議員側自席より、勉強します。との発言あり） 　時給で計算して請求するんです。で、時給で給料もお支払いする。月給とかでなくてですね。で、次がなんでしたっけ。あと２つありましたね。

	（議員側自席より、結局それで十分に人件費賄えるからほんだけ必要ないでしょとの発言あり）
議長	（福島　登　議長） できるだけ自席でのやりとりはやめてくださいよ。
副町長	（長﨑　正仁　副町長） すいません。 給料自体は、その利用料で賄えるように基本しております。が、あとの社会保障の費用ですとか、通勤手当とかというものがありまして、そういうものまではなかなか賄えるような仕組みにはなってない。そこでこの制度上、国と県、市町村は財政的な支援をするということで、今回の来年度、令和４年度の事業計画では組合の事業費の半分の９７３万１千円が国・町の支援として必要だということで予算計上しております。要するに利用料だけではなかなか賄えるような仕組みにはなってないということです。なので国・県・町が支援をしてくださいということになっております。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） ７番の質問の２つ目に入ります。 今回、国や町が負担しているこういう形で計上されてです

	ね、令和４年度の活動運営についてしておりますが、この計画書の提出がいくら求めても出ないんですよ。これはここでもう一度再度要求したいと思います。 　また、組合役員が何人言いましたかね、先ほどの報告で
議長	（福島　登　議長） 　田島さん。先ほどから聞きよったらですね、１問のところにいくつもあるんでね、一問一答でやっていただけたら、聞いとうみんながわかりやすいのかなと
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 　ほな今３番目でいけるんですか。今これ２つにまとめちゅうけどこの２つやって次の３番
議長	（福島　登　議長） 　まずは計画書の提出をどないするかを聞いたらええんじゃないですか。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 　そのあとが大事なんです。ほな計画書の提出を求め、組合役員の今言う組合員の名簿・作業員として採用した県外移住者の人数、組合定款や要綱、規約などの提出を求めると、これはやります。
議長	（福島　登　議長） 　長﨑副町長。

副町長	（長﨑　正仁　副町長） お答えいたします。 東洋町特定地域づくり事業協同組合補助金９７３万１千円についてのご質問ですけれども、予算計上をしました根拠については、すでに資料をお渡しししておりますよね。 （議員側自席より、いや、けど、はいどうぞとの発言あり） そして先ほどですね、議案第１３号で、令和４年度一般会計予算は可決もされまして、審議はすでに終了しております。 審議終了後、予算可決後に、ご質問の資料を必要とする正当な理由があるのでしょうか。いずれにしても、基本的に一議員へ営利を伴う民間企業の資料を積極的にお渡しするという考えは持っておりません。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 一般会計の内容は出ましたが、あのときにうちは反対討論の中にこれ入れちょったんですよ。ところが質疑止められたので
議長	（福島　登　議長） まあまあまあ。それはまたね、違う話になっていきよんでね。 （田島議員：できないから今聞いてるんです）

	この質問に集中してください。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 結局ね、どう言いますか、たとえこれが任意の組合であったとしてもですよ、資金は国・県・町から出ているんですから、公金から出ているんですからね。そういうことになれば公費での補助事業には事業の収支や運営実態の活動報告が義務付けられていると思ってるんです。それを実際いろいろ理由を付けて出してこない。また、年度限りの事業ではなく今後何十年も継続するなら、例えばわししましたが、野根川の清流保全協議会の
議長	（福島　登　議長） また違うとこいきようですよ田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 違うんです。ここにも全部資料出ています。要綱から規約から計画書からね、こんだけ全部出ているんです。だから私はこういう組合についてはかちっとした要綱・定款・規約、それから活動計画、そういうものを全て出していただいて、役員名簿も、人数も、その上で議会に出してもらいたいと。あとからでなくて。そういうことで今聞いているんです。
議長	（福島　登　議長） じゃあもう一回再問するんですか。

７番議員	（田島　毅三夫　議員） 　再問を今してるんですよ。 　具体的に言うとまた止められるから言いませんけれども、こういう具体例はいくらでもありますんで、そのことをお聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 　長崎副町長。
副町長	（長崎　正仁　副町長） 　先ほどですね、一議員へ営利を伴う民間企業の資料を積極的に提供する考えはないという答弁させていただきました。田島議員の方も、執行部がそのような請求には応じられないということを知っていると思います。その中でこのような質問をされるのでその熱意には関心をしますけれども、ただ公金が投入されているという理由で、町が一議員に対して個人情報や企業の内部情報を提供する法的根拠っていうのはありませんし、一議員には調査をする権限というのは与えられてないと思います。よろしくお願いします。
議長	（福島　登　議長） 　７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 　最後にもう１ぺん言わせていただきますけれども、

議長	（福島　登　議長） ３つ目ですね。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） これは委託事業ではないんです。補助金事業なんです。補助金に関してはそれに関する受けた団体が必ず報告しなければならない。これも規定されてるんです。以上です。 これから８番目の質問に入ります。町長は、なぜ知事に東洋町活性化対策への支援を求めないのか、という題でございます。 県知事と町村長の意見交換会がありますね。広報で出ておりますが。それを見ますと田野や梼原の町長が、出る度と言っていいぐらい町の振興支援や問題点を訴えて知事の答えを得ておりますけれども、なぜ町長も農林漁業や商業などの衰退の現状を訴え、改善への支援を求めないのか。これでは何のための意見交換会かわからない。そのことについてお答え願いたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 松延町長。
町長	（松延　宏幸　町長） お答えいたします。知事との意見交換会は、町村会が主催をしておりまして、原則１年に１回開催をしております。質疑者、あるいは質問者は各ブロックから２名程度として事前調整をして決めているところでございます。安芸郡では郡の会長、２

	年交代となっておりますけれども、会長が調整役となります。それから発言者は、新任の首長が優先されるという暗黙のルールもあるようでございまして、当然私も尾﨑知事のときに質疑といいますか、質問をしているところでございます。いつの間にかですね、私も安芸郡下で一番の古株となってしまっております。安芸郡から県の町村会副会長も２年間経験いたしております。この間はいわゆる組織で言いますと執行部に充たるわけでございまして、当然に質疑者ではなくて調整役の立ち位置となるわけでございます。組織とは、様々な決めごとや慣例的なことがあるわけでございまして、議長会も同じような取り決めがあると思います。以上でございます。 （田島議員、挙手）
議長	（福島　登　議長） まだちょっと待って。 ７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） そういう答弁いただきました。議長であれば質問できない、それはわかります。しかしその役離れておるのであれば今期、いつまででしたかね任期は、その間にもう１回あると思いますので、この懇談会が、そのときには東洋町の現状を訴えて意見を言っていただきたいと思います。それで８番終わります。 それでは９番の質問に入ります。 集落活動センターの役割と活動を聞くということで２点、お

	聞きしたいと思います。 　いつ完成、オープンするのか。総額いくらの経費になったのか。かかったのか。周辺被害者への賠償はどうなったのか、この３点お聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 　生松総務課長。
総務課長	（生松　克祐　総務課長） 　田島議員のご質問にお答えをいたします。 　完成は、当初３月３１日だったんですが、４月中になります。今回、工事で、一部敷地の傾斜に、変更を生じなければならない事態が起こりましたので、その変更の工事は、別途契約とするためのものでございます。 　また、この工事の終わりは４月中になると思います。４月中だと言うことでございます。また、総額は、約６億１千万円でございます。 　周辺被害者への賠償は、今現在、工事も被害者の家ですね、改修なんかも行っておりますが、もう１件もございますので、今もう１件が、先月１か月くらい前から被害調査ができるようになりましたので、持ち主とお話して、本日地盤調査をしております。それからその調査に基づいて復旧などをすることになります。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） 　７番、田島　毅三夫君。

７番議員	（田島　毅三夫　議員） ４月中に完成ということ言われましたが、今言われた近所の方の改修はこの時期に終わるんですか、４月中に。それまず１点再問したいと思います。それから６億１千万円かかったと言いますが、当初の予算額をもう１度ここで確認したいと思いますので、答弁お願いしたいと思います。それからですね
議長	（福島　登　議長） 田島さん。やっぱり一問一答方式でやらんとですね、そういうふうに最初から言うとうわけでしょ。今再問で３つも４つもなりよう気がしますよ。やっぱり田島さん、皆さんがわかるように、再問も含めて一問一答でやってくださいよ。住民の方もやっぱり
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 再問はこれで終わります。
議長	（福島　登　議長） 再問いけるんですか、ほんだら。もう１度聞くことやってください。 （議員側自席より、時間がほらとの発言あり） それは仕方がないですよ。

	（議員側自席より、どれば一残ってますかとの発言あり）
	あと６分２３秒。大丈夫です、やってください。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 課長はわかってますね、今私の言ようこと。
議長	（福島　登　議長） 僕は皆さんと
７番議員	（田島　毅三夫　議員） よしわかった。
議長	（福島　登　議長） はい、やってください。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 総額が６億１千万ですが、当初はいくらでしたか。それをちょっと、それからこの住民さんの改修は４月中にできるんでしょうか。お聞きしたいと思います。
	（西岡議員、挙手）
議長	（福島　登　議長） ８番、西岡さん。

８番議員	（西岡　尚宏　議員） （自席より）一問一答や言うたけどまた２問になっとう。
議長	（福島　登　議長） だからちょっと関連しちょんでちょっと許しました。一問一答になるだけするように議長の方でやらせていただきます。 （田島議員、挙手） 答弁もらうんでしょ。 （議員側自席より、そうです。反論があったきとの発言あり） 反論もう結構です。 生松総務課長。
生松総務課長	（生松　克祐　総務課長） 田島議員の再問にお答えをいたします。 まず、被害の復旧の終わりということなんですけども、これは今現在もう１件が地盤調査しておりまして、その結果が出ておりませんので、どれぐらい地盤に影響があるのか、それとそれに対する復旧、例えば敷地コンクリートにひびが入ってたりしてますので、そういった復旧にどれぐらいかかるのかっていうこともございますので、今現在いつ終わりになるのかっていうのはまだめどがたたない状況でございます。 （議員側自席より、発言あり）

	はい。それとですね、当初の建設費用は確か地盤改良に９千万くらい必要だったかと思いますので、それを差し引いた金額になります。５億２千万ぐらいだったと思います。すいません、詳細な金額は手元にないのでわかりません。以上でございます。 （議員側自席より、まだできたかな、再問との発言あり）
議長	（福島　登　議長） できますよ、今２つなんで。 ７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） ３番目の再問です。こういうふうに工期も長引き、公費も掛かってまた住民さんにこれだけの負担をというか被害を与えてるわけですからね。この責任についてお聞きしたいと思います。この責任は私大きな問題だと思ってるんですよ。住民血税の住民さんに対して。どうですか町長。この被害に対して町長自らの報酬カット等の考えは持ってませんでしょうか。お聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 田島さん。報酬カットとかそこまで広がっていきますか。 ここで聞いてもあれでしょ。 総額とか被害のことについて聞いちょうわけでしょ。 （議員側自席より、聞いた上でこんだけの町に負担掛かってる、住民さんに負担掛けてるんだからその責任はどうですかと

	聞っきょうとの発言あり） どうですか。松延町長。
町長	（松延　宏幸　町長） 今のところ考えておりません。以上です。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） ９番目の質問に入ります。
議長	（福島　登　議長） ９
７番議員	（田島　毅三夫　議員） 集落活動センターの、ごめんなさい、違います。 ９番目の２番目の質問に入ります。
議長	（福島　登　議長） ２番目やね。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） うん、２番目。このセンターの役割と活動は、この間頂いた資料を見ました。それはその目的を達成するためにも、耕作放棄地を活用した町おこしといいますか、活動おこしと言います

	か、そういうことをしてただきたいと思うんですよ。ほんでまあ言えば、各地区に貯金をつくって、そこにいろんな機材を集めて、例えば乾燥機とかいろいろそういう機材集めて周辺の人が集まってそこで懇談しながらいろいろそれを練り合わせていって、できたものは海の駅で販売すると、こういう体制を作れば私はものすごいこれは活性化、活きてくると思うんですが、このセンターがね。そういうことを町として考えておられるかどうかお聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 生松総務課長。
総務課長	（生松　克祐　総務課長） 田島議員のご質問にお答えいたします。 以前から前々から何度も同じような提案をいただいております。今回もご意見として受け止めさせていただきます。以上でございます。
議長	（福島　登　議長） ７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） このセンターは本当に町おこしの住民さんの活動の場として、団結する場としてなんとか考えていたんですけども、今の課長の答弁を聞きましたらこれ以上言ってもいかんということでやめます。

	最後の質問になります。残り時間、何分ありますか。
議長	（福島　登　議長） ４分１０秒です。ゆっくりやってかまいません。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） ほうやね。ほっとしました。物価高騰への対応策を聞くということで、１点お聞きしたいと思います。ご承知のとおり、ガソリンや燃料、ガソリンも一緒ですけども、諸物価の高騰は各産業関係者をはじめ、国民年金受給者や生活保護世帯を直撃して死活問題となっております。今回、１万円の支給が予算化されておりますけれども、今後は職員や議員は除外して、その分経済的弱者への支援をさらに重く、大きくするよう求めたいと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。
議長	（福島　登　議長） 松延町長。
町長	（松延　宏幸　町長） 田島議員にお答えいたします。できるだけ、線引きはしない方がいいのではないかなという考えでいるところでございます。議員でありますとか、職員だけを除外するというようなご提案をですね、今後事案ごとに政策ごとに判断していきたいというふうに考えております。以上です。
議長	（福島　登　議長）

	７番、田島　毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫　議員） そういう答弁を求めたんじゃないんです。私はこのね、経済弱者に対する支援を具体的にどのような大きく重いこういう弱者が支援をお願いしたいと。今日のテレビ見てましても、２十何円やったか１ℓ当たり、減額するような国の方針が出たというようなことが出てましたが、ただ今仮に１８０円で入れてたものが２７円引いたら１５０･･･円になるんですよ。どころがそれが今言う消費者の出す金額がそのまま２０･･･円引くというんじゃないんです、国の方針は。大元の元売りにそれを補助してそれで計算してもらうというようなこういうやり方なのでね。全く我々にこの２７円というのはぴんとこないんです。そういう意味からもね、私は東洋町の方がなんらかの形でこういう生活弱者の方に支援をしてあげてもらえないか、お金的な支援もあると思います。また水道とかね、そういう税金もあると思いますし、使用料もあると思いますし、そういう町の住民さんから頂いてるお金の額を、なにかの形で減らしていただけないかというような趣旨の質問です。もう１度答弁お願いします。
議長	（福島　登　議長） 松延町長。
町長	（松延　宏幸　町長） 今後さらに検討はしていきたいというふうに思っておりま

	す。以上です。 （議員側自席より、議長、注意してください。ちゃんと･･･との発言あり）
議長	（福島　登　議長） 検討するという答弁も、ちゃんとした答弁だと思いますよ。実際に検討するということですのでね。僕はそうとらえますよ。 （議員側自席より、時間との発言あり） まだ大丈夫です。まだ２分ありますよ。 （議員側自席より、この２分は次のときに残しますとの発言あり） そういうことはできんのわかっちょって、言よんでしょ。もう余計なことは言わんとね。これで終わるんですか。 （議員側自席より、はいとの発言あり） 終わるんですか。 （議員側自席より、はいとの発言あり）

	２分も残して。 ７番、田島　毅三夫君の質問が終わりました。 以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。 これにて本日の会議を閉じます。 これで、令和４年第１回東洋町議会定例会を閉会します。 これにて議会放送を終了します。 皆さんどうもお疲れさまでした。 （閉会時間１４時２９分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員